

奈良市公報

号外第29号 (平成27年4月1日付告示)

平成27年12月15日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規 則

- 奈良町にぎわいの家条例の施行期日を定める規則…… 1
- 奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱…… 1
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…… 9
- 奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示…… 10
- 平成27年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）…… 10
- 長の権限に属する事務の補助執行…… 12
- 昭和62年奈良市告示第59号（教育委員会への事務委任）の一部改正…… 12
- 奈良市外国人おもてなし環境整備補助金交付要綱…… 12
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定…… 14
- 平成20年奈良市告示第202号（後期高齢者医療制度に係る本人確認事務取扱について）の一部改正…… 25
- 一般競争入札の実施（2件）…… 26
- 徴収事務の委託…… 26
- 固定資産課税台帳に登録すべき平成27年度の固定資産の価格等の登録…… 26
- 徴収事務の委託…… 26
- 道路の区域変更…… 27
- 道路の供用開始…… 27
- 道路の区域変更…… 27
- 道路の供用開始…… 28
- 道路の区域変更…… 28
- 道路の供用開始…… 35
- 市道路線の廃止…… 42
- 市道路線の認定…… 43
- 道路の区域決定…… 45
- 道路の供用開始…… 48
- 歩行者専用道路の指定…… 50
- 徴収事務の委託（2件）…… 51
- 平成27年度一般廃棄物処理実施計画…… 51
- 奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱を廃止する告示…… 69
- 予防接種の実施…… 69
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…… 71
- 奈良市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱を廃

止する告示…… 71

○徴収事務の委託（2件）…… 71

公 営 企 業

○収納事務の委託…… 72

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始…… 73

○下水道受益者負担金の賦課対象区域（2件）…… 73

○平成27年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）…… 74

○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定…… 74

規 則

奈良町にぎわいの家条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第60号

奈良町にぎわいの家条例の施行期日を定める規則
奈良町にぎわいの家条例（平成26年奈良市条例第15号）の施行期日は、平成27年4月18日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成27年4月1日揭示済）

告 示

奈良市告示第203号

奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）による。

いう。)において使用する用語の例による。

(支給認定申請)

第3条 支給認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、利用を希望する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）を規則第3条の申請書に記載するものとする。

(支給認定の変更)

第4条 前条の規定により提出した申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出るものとする。

2 府令第11条第1項の申請書は、規則第3条の規定を準用する。

3 市長は、支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが支援法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受けた場合において、当該子どもの支給認定保護者が保育利用の意思を有していないときは、支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校認定子どもの区分への支給認定の変更の認定を行うものとする。

(再交付)

第5条 府令第16条第2項の申請書は、子どものための教育・保育給付支給認定再交付申請書（別記第1号様式）とする。

(必要書類)

第6条 市長は、府令第2条第2項第1号の書類として、当該子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者に限る。）の全ての市町村民税に係る証明書のほか、収入に係る書類の提出を求めるものとする。

2 市長は、府令第2条第2項第2号の書類として、次の各号に掲げる保育利用の申請に必要な区分に応じ、当該各号に定める書類の提出を求めるものとする。ただし、当該保護者が所持すべき書類については、提示又は写し等によることができるものとする。

- (1) 府令第1条第1号の事由 勤務就労証明書又は自営業申立書及び営業許可書等の事業を行っていることを証する書類
- (2) 府令第1条第2号の事由 母子健康手帳
- (3) 府令第1条第3号の事由 医師の診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳
- (4) 府令第1条第4号の事由 介護保険被保険者証、医師が診断した証明書又は介護を必要とする状況を証する書類
- (5) 府令第1条第5号の事由 り災証明書
- (6) 府令第1条第6号の事由 雇用保険受給者証、設立登記申請書及び認証された定款又はハローワークの登録証
- (7) 府令第1条第7号の事由 在学又は在校証明書及びカリキュラム
- (8) 府令第1条第8号の事由 裁判所の保護命令決定書の謄本及び確定証明書、婦人相談所等が発行する配偶

者からの暴力の被害者の保護に関する証明書又は要保護児童対策地域協議会の対象児童であることを確認できる書類

(9) 府令第1条第9号の事由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく育児休業（以下「育児休業」という。）を取得していることを事業主が証明する書類

3 市長は、府令第2条第2項第2号の書類として、前項に定める書類のほか、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 府令第1条の事由について、その状況が確認できる申立書及びそれを証する書類
- (2) 小学校就学前子どもの健康調査票
- (3) その他支給認定及び利用調整に当たり、市長が必要と認める書類

4 前2項の規定は、府令第11条に規定する支給認定の変更の認定の申請について準用する。

(保育の必要性の事由)

第7条 府令第1条第10号の規定により市が認める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 小学校就学前子どもの保護者が離婚に係る調停を申し立て、又は訴訟を提起しているときは、当該子どもと別居している保護者を除き、当該子どもを現に監護する常態である保護者が、府令第1条第1号から第9号までのいずれかに該当すること。
- (2) 小学校就学前子どもの保護者のいずれかが行方不明等又は拘置所、刑務所等で拘禁等の状態にある場合は、当該保護者を除き、当該子どもを現に監護する常態である保護者が、府令第1条第1号から第9号までのいずれかに該当すること。
- (3) 小学校就学前子どもの父及び母がいずれも存在せず、かつ、当該子どもの保護者が満65歳以上であること。
- (4) 奈良市以外の市町村で特定教育・保育施設等を利用している支給認定保護者及び支給認定子どもが奈良市に転入した場合において、引き続き府令第1条第1号から第9号までの事由に該当すること。
- (5) 府令第1条各号及び前各号に掲げるもののほか、市長が特に保育の必要性の事由に類するものと認めること。

(保育必要量)

第8条 市長は、府令第4条第1項に規定する保育必要量について、次のとおり区分して認定する。

- (1) 小学校就学前子どもの保護者が、次に掲げる事由に該当する場合、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育標準時間を認定する。
 - ア 府令第1条第1号の事由に該当し、かつ、1月において平均120時間以上の労働を常態としている場合
 - イ 府令第1条第2号、第5号又は第8号の事由に該当する場合

(2) 小学校就学前子どもの保護者が、次に掲げる事由に該当する場合、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育短時間を認定する。

ア 府令第1条第1号の事由に該当し、かつ、1月において平均120時間に満たない労働を常態としている場合

イ 府令第1条第6号又は第9号の事由に該当する場合

ウ 前条第3号の事由に該当する場合

(3) 小学校就学前子どもの保護者が、府令第1条第3号、第4号若しくは第7号又は前条第5号の事由に該当する場合、当該保護者の保育を必要とする状況に応じて、保育標準時間又は保育短時間に区分して認定する。

2 前条第1号、第2号及び第4号に該当する場合については、府令第1条第1号から第9号までの事由に応じ、前項各号のとおり区分して認定する。

3 市長は、小学校就学前子どもの保護者がその勤務する事業所の就業規則等の定めるところにより1日当たり8時間以上就労することを常態としている場合又は当該就労に係る時間と平常の通勤に要する時間との合計時間が1日当たり8時間以上となることを常態としている場合においては、第1項第2号アの規定にかかわらず、保育標準時間を認定することができる。

4 市長は、小学校就学前子どもの保護者が必要書類を提出しない等の理由により保育必要量を確認できない場合は、支給認定申請を却下し、又は保育短時間を認定することができる。

(保育認定審査)

第9条 市長は、支援法第20条第3項の認定について、保育の必要性及び保育必要量を判断するため、支給認定申請書兼施設利用申込書及び必要書類の内容確認、保護者との面接等により審査を行うものとする。

(利用調整)

第10条 法第24条第3項及び法第73条第1項の規定による利用の調整は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 支給認定保護者と同居する親族その他の者による保育が可能な場合

(2) 支給認定保護者と同居する親族の心身の状況を考慮する必要がある場合

(3) 支給認定保護者のいずれかが、単身で世帯を離れて就労している場合

(4) 支給認定子どもの兄弟姉妹がそれぞれ異なる特定教育・保育施設等を現に利用している場合であって、同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合

(5) 支給認定子どもの保護者が、利用者負担額等を未納している場合

(6) 第6条各項の規定による必要書類の内容に不備がある場合

(7) 支給認定保護者が、第12条の規定による結果通知を受けたとき以後において、利用内定又は利用決定を辞退した場合

(8) 前各号に掲げる事項のほか、市長が利用の調整を必要と認める場合
(優先利用)

第11条 法24条第4項に規定する特定教育・保育施設等を優先的に利用する必要があると認められる事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の規定に規定する母子家庭等である場合

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付受給世帯であって、保護者の就労による自立支援につながる場合

(3) 世帯の生計中心者にある保護者の失業により、当該世帯において保護者の就労の必要性が高い場合

(4) 虐待又は配偶者からの暴力のおそれがある場合等、社会的養護が必要な場合

(5) 支給認定子どもが障害を有する場合

(6) 支給認定子どもの保護者が産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定によるもの。以下同じ。）の期間終了後又は育児休業（育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条及び第9条の規定によるもの。以下同じ。）の期間終了後に復職する場合であって、次のいずれかに該当する場合

ア 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、その利用を再度希望する場合

イ 産前産後休業取得前又は育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を希望する場合

ウ 産前産後休業又は育児休業を取得しており、休業期間終了により直ちに復職する場合

(7) 現に特定教育・保育施設等の利用をしている兄弟姉妹と同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合又は兄弟姉妹が同時に同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合

(8) 地域型保育事業を利用する支給認定子どもが満3歳に達した場合であって、次年度において他の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合

(9) 支給認定保護者のいずれかが、府令第1条第3号に掲げる事由に該当する場合

(10) 支給認定子どもの属する世帯の所得を考慮する必要がある場合

(11) 第7条第1号又は第2号に掲げる事由に該当する支給認定保護者の場合

(12) 支給認定子どもが現に認可外施設の利用を常態としている場合

(13) 支給認定子どもの父及び母がいずれも存在せず、かつ、当該支給認定子どもの保護者が満65歳以上又は支

給認定を受けた年度内に65歳に到達する場合

(14) 支給認定保護者が居宅内又は同一敷地内（隣接地を含む。）において自営業を行い、かつ、危険物又は有害物を常時取り扱う業種である場合

(15) 前各号に掲げる事項に類すると市長が認める状態にある場合

（結果通知）

第12条 法第24条第3項及び法第73条第1項の規定による利用調整の結果については、次に定めるところにより通知するものとする。

(1) 市長は、利用内定した支給認定保護者に対して口頭又は子どものための教育・保育給付利用内定通知書（別記第2号様式）のいずれかの方法により通知するものとする。この場合において、当該支給認定保護者は、必要に応じて内定した特定教育・保育施設等で面接等を受けるものとする。

(2) 市長は、支給認定子どもの保育利用を決定した場合、利用決定した支給認定保護者に対して子どものための教育・保育給付利用調整結果通知書（利用可）（別記第3号様式）により通知するものとする。

(3) 市長は、特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者に対して、保育利用を決定した結果について通知するものとする。この場合において、当該支給認定子どもの保育利用に必要な限度において、支給認定申請書兼施設利用申込書及び必要書類の写し又はその記載内容を提供するものとする。

(4) 市長は、利用決定をしない支給認定保護者に対して、子どものための教育・保育給付利用調整結果通知書（利用不可）（別記第4号様式）により通知する。

（利用期間）

第13条 保育利用の期間は、支給認定の有効期間の範囲内で設定するものとする。

（利用の解除）

第14条 市長は、支給認定の有効期間が満了する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、特定教育・保育施設等の利用を解除することができるものとする。この場合において、当該支給認定保護者に対して利用解除通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(1) 支援法第24条第1項第1号又は第3号に該当する場合

(2) 支給認定保護者が、届出なく1月を超えて当該支給認定子どもに利用決定した特定教育・保育施設等を利用させていないことが明らかな場合

(3) 支給認定保護者が、特定教育・保育施設等の利用を辞退して退所の届出をした場合

(4) その他特定教育・保育施設等の利用を不相当と認める場合

（施設等変更申請）

第15条 支給認定保護者が、利用する特定教育・保育施設等の変更を希望する場合には、特定教育・保育施設等利用変更申請書（別記第6号様式）により申請するものと

する。

（退所届）

第16条 支給認定保護者が、特定教育・保育施設等を利用しなくなる場合には、利用施設等退所届（別記第7号様式）により届け出るものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（保育の必要性の認定に関する経過措置）

2 市長は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に保育所及び認定こども園等（以下「保育所等」という。）で保育を受けている子ども及び当該保護者であって、支援法の施行により不利益を生ずると見込まれる場合は、施行日から起算して1年を経過する日までの間、継続して当該保育所等を利用することができるものとする。

3 市長は、施行日の前日において現に保育所で保育を受けている子ども及び当該保護者であって、施行日以後も継続して当該保育所の利用を希望する場合は、第8条の規定にかかわらず、施行日から起算して1年を経過する日までの間、同条第1項第1号の保育必要量を認定することができる。

別記

第1号様式 (第5条関係)

支給認定証再交付申請書

施設型給付費・地域型保育給付費等

年 月 日

(宛先)奈良市長

保護者 現住所
氏名
電話番号

㊞

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定証の再交付を申請します。

支給認定 子ども	フリガナ			生年月日	性別	認定者番号	
	氏名			年 月 日	男・女	<small>※既に支給認定を受けている方は記入</small>	
支給認定 区分	1号・2号・3号	保育必要量	標準時間・短時間	保育の必要性 の事由			
利用施設名					事業所番号		
支給認定の有効期間	年 月 日から		年 月 日まで				
(同居の 祖父母等を含む) 支給認定 子どもの 世帯員	フリガナ 氏名	子ども との続柄	生年月日	連絡先 (固定又は携帯電話)	職業	勤務先、学校名と学年、 その他の状況	市民税等 課税状況
							有・非
							有・非
							有・非
							有・非
							有・非
							有・非
再交付 申請の理由							

* 支給認定証の再交付を受け取った後、失った支給認定証を発見したときは、速やかにこれを返還してください。

第2号様式（第12条関係）

年 月 日

子どものための教育・保育給付利用内定通知書

様

奈良市長



年 月 日付で申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費に係る施設・事業所の利用について、次のとおり内定したことを通知します。

記

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日	年 月 日	年齢	
設置・事業者名				
設置・事業者番号				
施設・事業所名				
施設・事業所番号				
施設・事業所所在地				
利用調整結果		決定年月日	年 月 日	
利用期間		年 月 日から 年 月 日まで		

備考

- 1 保護者の職業、家庭の状況、住所等について変更のあったときは、速やかに までご連絡ください。
- 2 教育・保育施設等を辞退されるときは、必ず速やかに申し出てください。
- 3 利用内定の後、保育の必要性の基準に該当しなくなった場合には、この内定を取り消します。

第3号様式 (第12条関係)

年 月 日

子どものための教育・保育給付 利用調整結果通知書(利用可)

様

奈良市長



年 月 日付けで申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費に係る施設・事業所の利用について、次のとおり利用調整したことを通知します。

記

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日	年 月 日	年齢	
設置・事業者名				
設置・事業者番号				
施設・事業所名				
施設・事業所番号				
施設・事業所所在地				
利用調整結果		決定年月日	年 月 日	
利用期間		年 月 日から	年 月 日まで	

備考

- 1 保護者の職業、家庭の状況、住所等について変更のあったときは、速やかに までご連絡ください。
- 2 保育施設等を退所されるときは、必ず1箇月前までに申し出てください。
- 3 利用の実施期間中であつても保育の必要性の基準に該当しなくなった場合には、保育施設等の利用を解除します。
- 4 支給認定の有効期間中であつても保育の必要性の事由に変更があった場合には、支給認定変更の申請が必要です。この場合、支給認定証は奈良市に返還する必要があります。

第4号様式 (第12条関係)

年 月 日

子どものための教育・保育給付 利用調整結果通知書(利用不可)

様

奈良市長



年 月 日付で申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費に係る施設・事業所の利用について、次の理由により利用できませんので通知します。

記

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日	年 月 日	年齢	
希望利用開始日		年 月 日	申込の有効期限	年 月 日
利用調整結果		決定年月日		年 月 日
理由				

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第5号様式 (第14条関係)

年 月 日

利用解除通知書

様

奈良市長



次のとおり、特定教育・保育施設等の利用を解除しますので通知します。

記

支給認定証番号				
保護者	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	住所			
子ども	氏名			
	生年月日	年 月 日		
利用結果		決定年月日		年 月 日
解除理由				

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項、第53条第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護

支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号、第85条第1号、第93条第1号、第115条の10第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2990100311	奈良市六条二丁目20-67	あすならホーム西の京安心ケアシステム	大和郡山市宮堂町青木160番7	社会福祉法人協同福祉会	平成27年4月1日
2970106825	奈良市中ノ川町405番地の3	百生の郷	奈良市中ノ川町405番地の3	株式会社百生	平成27年4月1日
2970106833	奈良市京終地方西側町13-7	株式会社カワサキ	奈良市京終地方西側町13-7	株式会社カワサキ	平成27年4月1日
2970106841	奈良市平松一丁目32番25-1	にぎわい倶楽部ロン	奈良市大宮町七丁目1番67号	ヒューマンヘリテージ株式会社	平成27年4月1日
2970106924	奈良市押熊町560番地	デイサービス八重桜押熊	奈良市法蓮町410番地の2	株式会社八重桜	平成27年4月1日
2970106858	奈良市法蓮町973番地	よりあい処れん	奈良市石木町41番1号	有限会社ブリーア	平成27年4月1日
2970106866	奈良市南肘塚町99番1	特別養護老人ホームあじさい園宝	奈良市茗荷町808番地1	社会福祉法人晃宝会	平成27年4月1日
2990100329	奈良市法蓮町410番地の2	デイ&ナイト訪問サービス八重桜	奈良市法蓮町410番地の2	株式会社八重桜	平成27年4月1日
2970106874	奈良市西大寺南町1番28号	特別養護老人ホームサンライフ西大寺	奈良市南紀寺町五丁目53番地の1	社会福祉法人サンライフ	平成27年4月1日
2970106882	奈良市西大寺南町1番28号	サンライフ西大寺ケアプランセンター	奈良市南紀寺町五丁目53番地の1	社会福祉法人サンライフ	平成27年4月1日
2970106890	奈良市西大寺南町1番28号	デイ・サンライフ西大寺	奈良市南紀寺町五丁目53番地の1	社会福祉法人サンライフ	平成27年4月1日
2970106908	奈良市西大寺南町1番28号	サンライフ西大寺ヘルパーステーション	奈良市南紀寺町五丁目53番地の1	社会福祉法人サンライフ	平成27年4月1日
2970106916	奈良市大倭町5番27号	特定施設入居者生活介護ケアハウス八重垣園	奈良市大倭町5番27号	社会福祉法人大倭安宿苑	平成27年4月1日
2990100337	奈良市二名三丁目952-1	けいはんな定期巡回・随時対応型訪問介護看護	奈良市二名三丁目952-1	株式会社けいはんなヘルパーステーション	平成27年4月1日

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第205号

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱(平成14年奈良市告示第390号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第6条の2を第6条とする。

第7条第1項中「第6条の2」を「前条」に改め、同条第2項中「次の各号に掲げる」を「第4条第2項及び前条に規定する」に、「当該各号に掲げる方法」を「ななまるカードを奈良交通バスの車内読取機に読み取らせる操作等」に改め、各号を削り、同条第3項を削る。

第9条第2項を削る。

第10条中「及び入浴補助券」を削る。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第206号

平成27年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領(追加受付)を次のように定めます。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領(追加受付)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成27・28年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

1 入札(見積り)に参加する者に必要な資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 当該年度分と過去2年分の市・県民税(法人においては法人市民税)(入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 当該年度と過去2年分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許

可、登録、認可等を受けていること。

(5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。

(6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間及び時間

(1) 受付期間

平成27年4月1日～平成28年9月30日

(2) 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

3 受付場所及び申請方法

(1) 受付場所

奈良市役所庁舎北棟5階 契約課

(2) 申請方法

市内業者……………別表第1の書類をクリアファイルに入れ、持参申請でのみ受け付けます。

準市内・市外業者…別表第1の書類をクリアファイルに入れ、郵送申請でのみ受け付けます。

※1 持参申請の方は、後日入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、申請書類と一緒に連絡先・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒をお持ちください。

※2 郵送申請は、受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒を2通同封してください。(それぞれに切手が必要です。)

4 送付先

- 〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所会計契約部契約課 物品入札担当
- 5 登録有効期間
入札参加資格審査結果通知日～平成29年3月31日
- 6 その他留意事項
- (1) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- (2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
- (3) 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の方が申請される場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続が必要ですのでご注意ください。
- (4) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出

- 書類が不足している場合には受付できません。
- (5) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (6) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (7) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- 7 問い合わせ先
奈良市会計契約部契約課
電話番号0742-34-4743（ダイヤルイン）
奈良市企業局経営部総務課入札検査室入札係
電話番号0742-34-5200（代表）
- ※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

提出書類

	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書（第1号様式）	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書（第2号様式）	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3	業者情報及び販売高調書（第3号様式）	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4	契約実績調書（第4号様式）	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5	取扱メーカー調書（第5号様式）	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6	資格（技術）者等調書（第6号様式）	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・認可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
	例－警備業法（昭和47年法律第117号）による認定・営業所設置届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業の登録、院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等			
7	使用印鑑届（第7号様式）	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
8	委任状（第8号様式）	△		権限を代理人（支店長・営業所長等）に委任される場合は提出してください。 （注）委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば追加してください。
9	印鑑証明書（原本）	○	○	法人…法務局、個人…市町村
10	商業登記履歴事項全部証明書（写し可）	○		法務局が証明するもの
11	納税証明書（写し可） * 市内業者・進市内業者 ■ 市・県民税…当該年度分と過去2年分（法人は法人市民税） ■ 固定資産税…当該年度分と過去2年分 * 市外業者 ■ 個人…所得税（その3又はその3の2） ■ 法人…法人税（その3又はその3の3）	○	○	個人・法人 当該年度分と過去2年分の市・県民税（法人においては法人市民税）及び固定資産税（市民税課で証明） 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分 税務署で証明 e-tax電子納税証明書可 （CDで提出）
12	納付証明書（写し可） ■ 国民健康保険料…当該年度分と過去2年分（本市の国民健康保険料を賦課された者）		○	当該年度分と過去2年分の国民健康保険料（国保年金課で証明）入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分
13	調査票	○	○	
14	誓約書	○	○	

- (注)
- 印は、必ず提出するもの。
 - △印は、必要な方が提出するもの。
 - 提出書類は、クリアファイル（A4）に入れて提出してください。

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の事務を教育長並びに教育長の指定する教育委員会事務局の職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させる。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する事務
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に規定する総合教育会議に関する事務
- 3 奈良市青少年野外活動センター条例（平成元年奈良市条例第20号）第1条に規定する奈良市青少年野外活動センターの管理運営及び使用料の徴収に関する事務
- 4 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員（教育委員会の所管に属する事務に係るものに限る。）の設置に関する事務

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第208号

昭和62年奈良市告示第59号（教育委員会への事務委任）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

第5項中「管理運営」を「管理運営並びに児童育成料の徴収、減免及び還付」に改める。

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第209号

奈良市外国人おもてなし環境整備補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市外国人おもてなし環境整備補助金交付要綱
(目的)

第1条 旅館施設において海外衛星放送の受信設備、Wi-Fi環境、多言語での案内表示等外国人宿泊客の利便に供する設備及び環境を整備することにより、外国人の誘客促進を図るため、旅館業を営む者等に対し、予算の範囲内で奈良市外国人おもてなし環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義

は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業及び同条第4項に規定する簡易宿所営業をいう。

(2) 旅館施設 旅館業を営む者が人を宿泊させるために設ける施設（奈良市ラブホテル及びばちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）第2条第2号に規定するラブホテルを除く。）及びその付帯施設をいい、従業員のための福利厚生施設及びその関連施設を除く。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の要件を備えているものとする。

(1) 市内で旅館業を営んでいること又は旅館施設を所有していること。

(2) 第1条の目的のために旅館施設の整備（平成27年4月1日以後の工事等の契約に係るものに限る。）を行う者であること。

(3) 市税を完納していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) インターネット回線の導入及び増設費用

(2) Wi-Fi等、無線LANの導入に必要な製品の購入及び設置費用

(3) 受信機等、海外衛星放送受信に必要な製品の購入及び設置費用

(4) 外国語（多言語）案内表示の作製及び設置工事費用

(5) その他、外国人のおもてなしにつながる施設改善で必要と認められる費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業には補助金を交付しない。

(1) 他の補助制度の対象となる事業

(2) 申請日の前に既に着工している事業

(3) 申請日の属する年度の3月31日までに完了しない事業

(4) その他、この補助金の交付目的になじまないと認められる費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、対象者ごとに年間50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、対象者ごとに1年度に1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 見積書
- (4) 市税の納付状況を調査することについての同意書（別記様式）
- (5) その他市長が必要と認める資料（補助金の実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、対象工事等が完了したときは規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

別記様式（第6条関係）

- (1) 着手前、工事中及び完了後の各写真（備品については、各商品の写真）
- (2) 工事等に要した経費の請求書の写し
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める資料（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

市税納付状況調査同意書 (外国人おもてなし環境整備補助金)

奈良市外国人おもてなし環境整備補助金を申請するに当たり、私（申請者）の市税の納入状況について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所

氏 名

㊞

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市告示第210号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので告示します。

平成27年4月1日

- 1 指定緊急避難場所
別紙のとおり
- 2 指定避難所
別紙のとおり
- 3 指定年月日
平成27年4月1日

指定緊急避難場所の指定（一次避難所）

NO	施設・場所名	住所	管 理 当 連 絡 先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
1	田原小学校	奈良県奈良市横田町199-1	省略	1	1		1		1	1		1	300人「2㎡当たり1人」
2	田原中学校	奈良県奈良市横田町295-1		1	1		1		1	1		1	350人「2㎡当たり1人」
3	田原公民館	奈良県奈良市茗荷町1078-1		1	1		1		1	1		1	110人「2㎡当たり1人」
4	(旧)水間小学校	奈良県奈良市水間町450-2		1	1		1		1	1		1	200人「2㎡当たり1人」
5	柳生小学校	奈良県奈良市柳生下町138		1	1		1		1	1		1	190人「2㎡当たり1人」
6	柳生中学校	奈良県奈良市柳生町212-2		1	1		1		1	1		1	350人「2㎡当たり1人」
7	柳生公民館 邑地分館	奈良県奈良市邑地町451-4		1			1		1	1		1	40人「2㎡当たり1人」
8	柳生公民館	奈良県奈良市柳生町340		1			1		1	1	1(土砂災害は除く)	1	30人「2㎡当たり1人」
9	柳生地域ふれあい会館	奈良県奈良市丹生町847		1			1		1	1	1(土砂災害は除く)	1	90人「2㎡当たり1人」
10	大柳生幼稚園	奈良県奈良市忍辱山町1303		1			1		1	1	1(土砂災害は除く)	1	40人「2㎡当たり1人」
11	興東中学校	奈良県奈良市大柳生町832		1	1		1		1	1		1	310人「2㎡当たり1人」
12	(旧)興東中学校	奈良県奈良市大柳生町4736		1	1		1		1	1		1	270人「2㎡当たり1人」
13	興東公民館	奈良県奈良市大柳生町3633		1	1		1		1	1		1	90人「2㎡当たり1人」
14	興東公民館 大平尾分館	奈良県奈良市大平尾町471		1	1		1		1	1		1	40人「2㎡当たり1人」
15	興東小学校	奈良県奈良市須川町1424		1	1		1		1	1		1	300人「2㎡当たり1人」
16	興東公民館 狭川分館	奈良県奈良市下狭川町3109-2		1	1		1		1	1		1	70人「2㎡当たり1人」
17	椿井小学校	奈良県奈良市椿井町25		1	1		1		1	1		1	370人「2㎡当たり1人」
18	中部公民館	奈良県奈良市上三条町23-4		1	1		1		1	1		1	240人「2㎡当たり1人」
19	済美小学校	奈良県奈良市西木辻町5-2		1	1		1		1	1		1	400人「2㎡当たり1人」
20	春日中学校	奈良県奈良市西木辻町67		1	1		1		1	1		1	550人「2㎡当たり1人」
21	春日公民館	奈良県奈良市南京終町一丁目86-1		1	1		1		1	1		1	90人「2㎡当たり1人」
22	生涯学習センター	奈良県奈良市杉ヶ町23		1	1		1		1	1		1	300人「2㎡当たり1人」
23	済美南小学校	奈良県奈良市南京終町676		1	1		1		1	1		1	400人「2㎡当たり1人」

NO	施設・場所名	住所	管 理 当 担 連 絡 先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所の重 複	想定収容人数		
				洪水	崖崩れ、土流及び地り滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象	
24	飛鳥小学校	奈良県奈良市紀寺町785	省略	1	1		1		1	1		1	440人「2㎡当たり1人」	
25	飛鳥中学校	奈良県奈良市高畑町1475-1		1	1		1		1	1			1	500人「2㎡当たり1人」
26	飛鳥公民館	奈良県奈良市紀寺町984		1	1		1		1	1			1	90人「2㎡当たり1人」
27	鼓阪小学校	奈良県奈良市雑司町97		1	1		1		1	1			1	370人「2㎡当たり1人」
28	若草公民館	奈良県奈良市川上町575		1	1		1		1	1			1	150人「2㎡当たり1人」
29	北人權文化センター	奈良県奈良市川上町418-1		1	1		1		1	1			1	200人「2㎡当たり1人」
30	東之阪児童館	奈良県奈良市川上町461-1		1	1		1		1	1			1	230人「2㎡当たり1人」
31	鼓阪北小学校	奈良県奈良市青山9-3-1		1	1		1		1	1			1	400人「2㎡当たり1人」
32	佐保小学校	奈良県奈良市法蓮町280-1		1	1		1		1	1			1	400人「2㎡当たり1人」
33	若草中学校	奈良県奈良市法蓮町1416-1		1	1		1		1	1			1	550人「2㎡当たり1人」
34	中人權文化センター	奈良県奈良市畑中町4-4		1	1		1		1	1			1	70人「2㎡当たり1人」
35	佐保川小学校	奈良県奈良市法蓮町229-1		1	1		1		1	1			1	410人「2㎡当たり1人」
36	一条高校	奈良県奈良市法華寺町1351		1	1		1		1	1			1	760人「2㎡当たり1人」
37	大宮小学校	奈良県奈良市大宮町四丁目223-1		1	1		1		1	1			1	290人「2㎡当たり1人」
38	三笠公民館	奈良県奈良市大宮町四丁目313-3		1	1		1		1	1			1	140人「2㎡当たり1人」
39	男女共同参画センター	奈良県奈良市西之阪町12		1	1		1		1	1			1	90人「2㎡当たり1人」
40	大宮児童館	奈良県奈良市西之阪町5-1		1	1		1		1	1			1	330人「2㎡当たり1人」
41	大安寺小学校	奈良県奈良市大安寺二丁目15-1		1	1		1		1	1			1	400人「2㎡当たり1人」
42	大安寺西小学校	奈良県奈良市大安寺西1-342		1	1		1		1	1			1	390人「2㎡当たり1人」
43	三笠中学校	奈良県奈良市三条川西町3-1		1	1		1		1	1			1	750人「2㎡当たり1人」
44	防災センター	奈良県奈良市八条五丁目404-1		1	1		1		1	1			1	110人「2㎡当たり1人」
45	東市小学校	奈良県奈良市古市町268		1	1		1		1	1			1	390人「2㎡当たり1人」
46	東人權文化センター	奈良県奈良市古市町1226		1	1		1		1	1			1	270人「2㎡当たり1人」
47	(旧)横井人權文化センター	奈良県奈良市横井一丁目616-1		1	1		1		1	1			1	200人「2㎡当たり1人」
48	古市児童館	奈良県奈良市古市町1263		1	1		1		1	1			1	370人「2㎡当たり1人」
49	横井児童館	奈良県奈良市横井5-337-2		1	1		1		1	1			1	280人「2㎡当たり1人」
50	明治小学校	奈良県奈良市北永井町414		1	1		1		1	1			1	340人「2㎡当たり1人」
51	都南中学校	奈良県奈良市南永井町98-1		1	1		1		1	1			1	680人「2㎡当たり1人」

NO	施設・場所名	住所	管 理 当 担 連 絡 先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
				洪水	崖崩れ、土流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
52	辰市小学校	奈良県奈良市西九条町一丁目7-1	省略	1	1		1		1	1		1	320人「2㎡当たりに1人」
53	南人權文化センター	奈良県奈良市杏町401-1		1	1		1		1	1		1	110人「2㎡当たりに1人」
54	帯解小学校	奈良県奈良市柴屋町9		1	1		1		1	1		1	240人「2㎡当たりに1人」
55	南部公民館	奈良県奈良市山町27-1		1	1		1		1	1		1	170人「2㎡当たりに1人」
56	南部公民館精華分館	奈良県奈良市高樋町640-1		1	1		1		1	1		1	130人「2㎡当たりに1人」
57	米谷町集会所	奈良県奈良市米谷町566-1		1	1		1		1	1		1	50人「2㎡当たりに1人」
58	興隆寺町公民館	奈良県奈良市興隆寺町356-2		1					1	1		1	20人「2㎡当たりに1人」
59	中畑町公民館	奈良県奈良市中畑町1276		1					1	1		1	40人「2㎡当たりに1人」
60	都跡小学校	奈良県奈良市四条大路五丁目6-1		1	1		1		1	1		1	400人「2㎡当たりに1人」
61	都跡中学校	奈良県奈良市柏木町13		1	1		1		1	1		1	540人「2㎡当たりに1人」
62	都跡公民館	奈良県奈良市五条町204-1		1	1		1		1	1		1	100人「2㎡当たりに1人」
63	平城小学校	奈良県奈良市秋篠町1394		1	1		1		1	1		1	370人「2㎡当たりに1人」
64	平城中学校	奈良県奈良市秋篠町1333		1	1		1		1	1		1	450人「2㎡当たりに1人」
65	平城公民館	奈良県奈良市秋篠町1468		1	1		1		1	1		1	100人「2㎡当たりに1人」
66	伏見小学校	奈良県奈良市菅原町370		1	1		1		1	1		1	390人「2㎡当たりに1人」
67	伏見中学校	奈良県奈良市西大寺野神町一丁目6-1		1	1		1		1	1		1	550人「2㎡当たりに1人」
68	伏見公民館	奈良県奈良市青野町191-1		1	1		1		1	1		1	90人「2㎡当たりに1人」
69	西大寺北小学校	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目6-1		1	1		1		1	1		1	380人「2㎡当たりに1人」
70	伏見南小学校	奈良県奈良市宝来五丁目2-1		1	1		1		1	1		1	390人「2㎡当たりに1人」
71	京西中学校	奈良県奈良市平松四丁目3-1		1	1		1		1	1		1	540人「2㎡当たりに1人」
72	六条小学校	奈良県奈良市六条二丁目14-1		1	1		1		1	1		1	330人「2㎡当たりに1人」
73	京西公民館	奈良県奈良市六条西一丁目3番43-2		1	1		1		1	1		1	90人「2㎡当たりに1人」
74	あやめ池小学校	奈良県奈良市あやめ池南9丁目939-39		1	1		1		1	1		1	300人「2㎡当たりに1人」
75	西部公民館	奈良県奈良市学園南三丁目1-5		1	1		1		1	1		1	340人「2㎡当たりに1人」
76	平城西小学校	奈良県奈良市東登美ヶ丘3-1093-1		1	1		1		1	1		1	390人「2㎡当たりに1人」
77	登美ヶ丘中学校	奈良県奈良市東登美ヶ丘3-1059		1	1		1		1	1		1	550人「2㎡当たりに1人」
78	登美ヶ丘南公民館	奈良県奈良市中山町西2-921-1		1	1		1		1	1		1	80人「2㎡当たりに1人」

NO	施設・場所名	住所	管 理 当 担 連 絡 先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所の重 複	想定収容人数		
				洪水	崖崩れ、石流及び地り滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象	
79	鶴舞小学校	奈良県奈良市鶴舞東町2-1	省略	1	1		1			1	1	1	300人「2㎡当たり1人」	
80	青和小学校	奈良県奈良市百楽園4-1-1		1	1		1			1	1		1	350人「2㎡当たり1人」
81	二名公民館	奈良県奈良市学園赤松町3684		1	1		1			1	1		1	170人「2㎡当たり1人」
82	東登美ヶ丘小学校	奈良県奈良市東登美ヶ丘4-21-33		1	1		1			1	1		1	380人「2㎡当たり1人」
83	登美ヶ丘北中学校	奈良県奈良市北登美ヶ丘1-1-1		1	1		1			1	1		1	490人「2㎡当たり1人」
84	登美ヶ丘小学校	奈良県奈良市西登美ヶ丘4-21-1		1	1		1			1	1		1	320人「2㎡当たり1人」
85	登美ヶ丘公民館	奈良県奈良市中登美ヶ丘3-4162-81		1	1		1			1	1		1	140人「2㎡当たり1人」
86	二名小学校	奈良県奈良市二名1-3716-1		1	1		1			1	1		1	390人「2㎡当たり1人」
87	二名中学校	奈良県奈良市二名1-3667-2		1	1		1			1	1		1	540人「2㎡当たり1人」
88	富雄北小学校	奈良県奈良市富雄北1-13-6		1	1		1			1	1		1	420人「2㎡当たり1人」
89	鳥見小学校	奈良県奈良市鳥見町3-11-2		1	1		1			1	1		1	370人「2㎡当たり1人」
90	富雄公民館	奈良県奈良市鳥見町2-9		1	1		1			1	1		1	150人「2㎡当たり1人」
91	三碓小学校	奈良県奈良市西千代ヶ丘1-20-9		1	1		1			1	1		1	370人「2㎡当たり1人」
92	富雄中学校	奈良県奈良市三碓2-3-12		1	1		1			1	1		1	500人「2㎡当たり1人」
93	富雄第三小中学校	奈良県奈良市帝塚山南2-11-1		1	1		1			1	1		1	400人「2㎡当たり1人」
94	富雄南小学校	奈良県奈良市中町4185		1	1		1			1	1		1	410人「2㎡当たり1人」
95	富雄南中学校	奈良県奈良市藤ノ木台1-5-13		1	1		1			1	1		1	490人「2㎡当たり1人」
96	富雄南公民館	奈良県奈良市中町501-3		1	1		1			1	1		1	100人「2㎡当たり1人」
97	神功小学校	奈良県奈良市神功2-2		1	1		1			1	1		1	290人「2㎡当たり1人」
98	平城西中学校	奈良県奈良市神功2-1		1	1		1			1	1		1	550人「2㎡当たり1人」
99	平城西公民館	奈良県奈良市神功4-25		1	1		1			1	1		1	70人「2㎡当たり1人」
100	右京小学校	奈良県奈良市右京4-11-1		1	1		1			1	1		1	360人「2㎡当たり1人」
101	朱雀小学校	奈良県奈良市朱雀6-10-1		1	1		1			1	1		1	400人「2㎡当たり1人」
102	平城東中学校	奈良県奈良市朱雀6-11		1	1		1			1	1		1	550人「2㎡当たり1人」
103	平城東公民館	奈良県奈良市朱雀6-9-1		1	1		1			1	1		1	90人「2㎡当たり1人」
104	左京小学校	奈良県奈良市左京3-1-1		1	1		1			1	1		1	400人「2㎡当たり1人」
105	佐保台小学校	奈良県奈良市佐保台3-902-341	1	1		1			1	1		1	400人「2㎡当たり1人」	
106	月ヶ瀬小学校	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山2350-1	1	1		1			1	1		1	170人「2㎡当たり1人」	

NO	施設・場所名	住所	管 理 当 担 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ、土流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
107	月ヶ瀬中学校及び月ヶ瀬体育館	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山2551	省略	1	1				1	1	1	520人「2㎡当たり1人」
108	月ヶ瀬公民館	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山2815		1	1		1		1	1	1	300人「2㎡当たり1人」
109	並松小学校	奈良県奈良市蘭生町1894		1	1		1		1	1	1	420人「2㎡当たり1人」
110	都祁小学校	奈良県奈良市都祁白石町974		1	1		1		1	1	1	410人「2㎡当たり1人」
111	都祁中学校	奈良県奈良市針町2554		1	1		1		1	1	1	640人「2㎡当たり1人」
112	都祁公民館	奈良県奈良市針町2191		1	1		1		1	1	1	90人「2㎡当たり1人」
113	吐山小学校	奈良県奈良市都祁吐山町3939		1	1		1		1	1	1	420人「2㎡当たり1人」
114	六郷小学校	奈良県奈良市針ヶ別所町820		1	1		1		1	1	1	360人「2㎡当たり1人」

指定緊急避難場所の指定（一次避難地）

NO	施設・場所名	住所	管 理 当 担 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ、土流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	青山近隣公園	青山三丁目2	省略	1	1		1		1	1	1	3,460人「2㎡当たり1人」
2	柏木公園	柏木町255番地の1			1		1		1	1	1	10,730人「2㎡当たり1人」
3	大測池公園	大測町 外		1	1		1		1	1	1	4,870人「2㎡当たり1人」
4	登美ヶ丘近隣公園	北登美ヶ丘一丁目1761番地の1		1	1		1		1	1	1	1,450人「2㎡当たり1人」
5	中登美ヶ丘近隣公園	中登美ヶ丘三丁目6番		1	1		1		1	1	1	4,210人「2㎡当たり1人」
6	平城第3号近隣公園	右京三丁目18番地		1	1		1		1	1	1	1,370人「2㎡当たり1人」
7	平城第2号公園	朱雀二丁目12番地		1	1		1		1	1	1	12,400人「2㎡当たり1人」
8	平城第1号近隣公園	左京二丁目1番地		1	1		1		1	1	1	7,770人「2㎡当たり1人」
9	佐保山近隣公園	佐保台二丁目902番地の374		1	1		1		1	1	1	3,490人「2㎡当たり1人」
10	西大寺近隣公園	西大寺東町一丁目		1	1		1		1	1	1	2,960人「2㎡当たり1人」
11	古市公園	古市町98-8、98-7		1	1		1		1	1	1	4,000人「2㎡当たり1人」

指定緊急避難場所の指定（広域避難地）

NO	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	面積（㎡）	有効避難面積（㎡）	備考
				洪水	崖崩れ、石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫					
1	奈良公園	登大路町外	省略	1	1		1			1	1	43,290人 「2㎡当たり に1人」	(平坦部) 5,021,100	86,590	内、県所有 87,600㎡ その他国所有
2	鴻ノ池運動公園	佐保山四丁目5番1号		1	1		1			1	1	88,610人 「2㎡当たり に1人」	278,045	177,220	
3	平城宮跡	法蓮町		1	1		1			1	1	377,360人 「2㎡当たり に1人」	999,948	754,720	国所有
4	奈良国際ゴルフ倶楽部	宝来五丁目外		1	1		1			1	1	330,780人 「2㎡当たり に1人」	990,000	661,560	
5	飛鳥カントリー倶楽部	二名七丁目外		1	1		1			1	1	115,970人 「2㎡当たり に1人」	620,000	231,950	

指定避難所の指定（一次避難所）

NO	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	指定避難所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	想定収容人数
1	田原小学校	奈良県奈良市横田町199番地の1	省略	1		300人（2㎡当たり に1人）
2	田原中学校	奈良県奈良市横田町295番地の1		1		350人（2㎡当たり に1人）
3	田原公民館	奈良県奈良市茗荷町1078番地の1		1		110人（2㎡当たり に1人）
4	（旧）水間小学校	奈良県奈良市水間町450番地の2		1		200人（2㎡当たり に1人）
5	柳生小学校	奈良県奈良市柳生下町138番地		1		190人（2㎡当たり に1人）
6	柳生中学校	奈良県奈良市柳生町212番地の2		1		350人（2㎡当たり に1人）
7	柳生公民館邑地分館	奈良県奈良市邑地町451番地の4		1		40人（2㎡当たり に1人）
8	柳生公民館	奈良県奈良市柳生町340番地		1	(土砂災害は除く)	30人（2㎡当たり に1人）
9	柳生地域ふれあい会館	奈良県奈良市丹生町847番地		1	(土砂災害は除く)	90人（2㎡当たり に1人）
10	大柳生幼稚園	奈良県奈良市忍辱山町1303番地		1	(土砂災害は除く)	40人（2㎡当たり に1人）
11	興東中学校	奈良県奈良市大柳生町832番地		1		310人（2㎡当たり に1人）
12	（旧）興東中学校	奈良県奈良市大柳生町4736番地		1		270人（2㎡当たり に1人）

NO	施設・場所名	住所	管 理 担 当 連 絡 先	指定避難所 との重複	災害対策基本法 施行令第20条の 6第5号に規定 する指定基準を 満たすもので あるか	想定収容 人 数
13	興東公民館	奈良県奈良市大柳生町 3633番地	省略	1		90人(2㎡当りに 1人)
14	興東公民館大平尾 分館	奈良県奈良市大平尾町471 番地		1		40人(2㎡当りに 1人)
15	興東小学校	奈良県奈良市須川町1424 番地		1		300人(2㎡当りに 1人)
16	興東公民館狭川分 館	奈良県奈良市下狭川町 3109番地の2		1		70人(2㎡当りに 1人)
17	椿井小学校	奈良県奈良市椿井町25番 地		1		370人(2㎡当りに 1人)
18	中部公民館	奈良県奈良市上三条町23 番地の4		1		240人(2㎡当りに 1人)
19	済美小学校	奈良県奈良市西木辻町5 番地の2		1		400人(2㎡当りに 1人)
20	春日中学校	奈良県奈良市西木辻町67 番地		1		550人(2㎡当りに 1人)
21	春日公民館	奈良県奈良市南京終町一 丁目86番地の1		1		90人(2㎡当りに 1人)
22	生涯学習センター	奈良県奈良市杉ヶ町23番 地		1		300人(2㎡当りに 1人)
23	済美南小学校	奈良県奈良市南京終町676 番地		1		400人(2㎡当りに 1人)
24	飛鳥小学校	奈良県奈良市紀寺町785番 地		1		440人(2㎡当りに 1人)
25	飛鳥中学校	奈良県奈良市高畑町1475 番地の1		1		500人(2㎡当りに 1人)
26	飛鳥公民館	奈良県奈良市紀寺町984番 地		1		90人(2㎡当りに 1人)
27	鼓阪小学校	奈良県奈良市雑司町97番 地		1		370人(2㎡当りに 1人)
28	若草公民館	奈良県奈良市川上町575番 地		1		150人(2㎡当りに 1人)
29	北人権文化センタ ー	奈良県奈良市川上町418番 地の1		1		200人(2㎡当りに 1人)
30	東之阪児童館	奈良県奈良市川上町461番 地の1		1		230人(2㎡当りに 1人)
31	鼓阪北小学校	奈良県奈良市青山九丁目 3番地の1		1		400人(2㎡当りに 1人)
32	佐保小学校	奈良県奈良市法蓮町280番 地の1		1		400人(2㎡当りに 1人)
33	若草中学校	奈良県奈良市法蓮町1416 番地の1		1		550人(2㎡当りに 1人)
34	中人権文化センタ ー	奈良県奈良市畑中町4番 地の4		1		70人(2㎡当りに 1人)
35	佐保川小学校	奈良県奈良市法蓮町229番 地の1		1		410人(2㎡当りに 1人)
36	一条高校	奈良県奈良市法華寺町 1351番地		1		760人(2㎡当りに 1人)
37	大宮小学校	奈良県奈良市大宮町四丁 目223番地の1		1		290人(2㎡当りに 1人)
38	三笠公民館	奈良県奈良市大宮町四丁 目313番地の3		1		140人(2㎡当りに 1人)
39	男女共同参画セン ター	奈良県奈良市西之阪町12 番地		1		90人(2㎡当りに 1人)
40	大宮児童館	奈良県奈良市西之阪町5 番地の1		1		330人(2㎡当りに 1人)

NO	施設・場所名	住所	管 理 当 連 絡 先	指定避難所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	想定収容人数
41	大安寺小学校	奈良県奈良市大安寺二丁目15番の1号	省略	1		400人(2㎡当たり に1人)
42	大安寺西小学校	奈良県奈良市大安寺西一丁目342番地		1		390人(2㎡当たり に1人)
43	三笠中学校	奈良県奈良市三条川西町3番1号		1		750人(2㎡当たり に1人)
44	防災センター	奈良県奈良市八条五丁目404番地の1		1		110人(2㎡当たり に1人)
45	東市小学校	奈良県奈良市古市町268番地		1		390人(2㎡当たり に1人)
46	東人権文化センター	奈良県奈良市古市町1226番地		1		270人(2㎡当たり に1人)
47	(旧)横井人権文化センター	奈良県奈良市横井一丁目616番地の1		1		200人(2㎡当たり に1人)
48	古市児童館	奈良県奈良市古市町1263番地		1		370人(2㎡当たり に1人)
49	横井児童館	奈良県奈良市横井五丁目337番地の2		1		280人(2㎡当たり に1人)
50	明治小学校	奈良県奈良市北永井町414番地		1		340人(2㎡当たり に1人)
51	都南中学校	奈良県奈良市南永井町98番地の1		1		680人(2㎡当たり に1人)
52	辰市小学校	奈良県奈良市西九条町一丁目7番地の1		1		320人(2㎡当たり に1人)
53	南人権文化センター	奈良県奈良市杏町401番地の1		1		110人(2㎡当たり に1人)
54	帯解小学校	奈良県奈良市柴屋町9番地		1		240人(2㎡当たり に1人)
55	南部公民館	奈良県奈良市山町27番地の1		1		170人(2㎡当たり に1人)
56	南部公民館精華分館	奈良県奈良市高樋町640番地の1		1		130人(2㎡当たり に1人)
57	米谷町集会所	奈良県奈良市米谷町566番地の1		1		50人(2㎡当たり に1人)
58	興隆寺町公民館	奈良県奈良市興隆寺町356番地の2		1		20人(2㎡当たり に1人)
59	中畑町公民館	奈良県奈良市中畑町1276番地		1		40人(2㎡当たり に1人)
60	都跡小学校	奈良県奈良市四条大路五丁目6番1号		1		400人(2㎡当たり に1人)
61	都跡中学校	奈良県奈良市柏木町13番地		1		540人(2㎡当たり に1人)
62	都跡公民館	奈良県奈良市五条町204番地の1		1		100人(2㎡当たり に1人)
63	平城小学校	奈良県奈良市秋篠町1394番地		1		370人(2㎡当たり に1人)
64	平城中学校	奈良県奈良市秋篠町1333番地		1		450人(2㎡当たり に1人)
65	平城公民館	奈良県奈良市秋篠町1468番地		1		100人(2㎡当たり に1人)
66	伏見小学校	奈良県奈良市菅原町370番地		1		390人(2㎡当たり に1人)
67	伏見中学校	奈良県奈良市西大寺野神町一丁目6番1号		1		550人(2㎡当たり に1人)
68	伏見公民館	奈良県奈良市青野町191番地の1		1		90人(2㎡当たり に1人)

NO	施設・場所名	住所	管 理 当 事 者 連 絡 先	指定避難所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	想定収容人数
69	西大寺北小学校	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目6番1号	省略	1		380人(2㎡当たり に1人)
70	伏見南小学校	奈良県奈良市宝来五丁目2番1号		1		390人(2㎡当たり に1人)
71	京西中学校	奈良県奈良市平松四丁目3番1号		1		540人(2㎡当たり に1人)
72	六条小学校	奈良県奈良市六条二丁目14番1号		1		330人(2㎡当たり に1人)
73	京西公民館	奈良県奈良市六条西一丁目3番43-2号		1		90人(2㎡当たり に1人)
74	あやめ池小学校	奈良県奈良市あやめ池南九丁目939番地の39		1		300人(2㎡当たり に1人)
75	西部公民館	奈良県奈良市学園南三丁目1番5号		1		340人(2㎡当たり に1人)
76	平城西小学校	奈良県奈良市東登美ヶ丘三丁目1093番地の1		1		390人(2㎡当たり に1人)
77	登美ヶ丘中学校	奈良県奈良市東登美ヶ丘三丁目1059番地		1		550人(2㎡当たり に1人)
78	登美ヶ丘南公民館	奈良県奈良市中山町西二丁目921番地の1		1		80人(2㎡当たり に1人)
79	鶴舞小学校	奈良県奈良市鶴舞東町2番1号		1		300人(2㎡当たり に1人)
80	青和小学校	奈良県奈良市百楽園四丁目1番1号		1		350人(2㎡当たり に1人)
81	二名公民館	奈良県奈良市学園赤松町3684番地		1		170人(2㎡当たり に1人)
82	東登美ヶ丘小学校	奈良県奈良市東登美ヶ丘四丁目21番33号		1		380人(2㎡当たり に1人)
83	登美ヶ丘北中学校	奈良県奈良市北登美ヶ丘一丁目1番1号		1		490人(2㎡当たり に1人)
84	登美ヶ丘小学校	奈良県奈良市西登美ヶ丘四丁目21番1号		1		320人(2㎡当たり に1人)
85	登美ヶ丘公民館	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81		1		140人(2㎡当たり に1人)
86	二名小学校	奈良県奈良市二名一丁目3716番地の1		1		390人(2㎡当たり に1人)
87	二名中学校	奈良県奈良市二名一丁目3667番地の2		1		540人(2㎡当たり に1人)
88	富雄北小学校	奈良県奈良市富雄北一丁目13番6号		1		420人(2㎡当たり に1人)
89	鳥見小学校	奈良県奈良市鳥見町三丁目11番地の2		1		370人(2㎡当たり に1人)
90	富雄公民館	奈良県奈良市鳥見町二丁目9番地		1		150人(2㎡当たり に1人)
91	三碓小学校	奈良県奈良市西千代ヶ丘一丁目20番9号		1		370人(2㎡当たり に1人)
92	富雄中学校	奈良県奈良市三碓二丁目3番12号		1		500人(2㎡当たり に1人)
93	富雄第三小中学校	奈良県奈良市帝塚山南二丁目11番1号		1		400人(2㎡当たり に1人)
94	富雄南小学校	奈良県奈良市中町4185番地		1		410人(2㎡当たり に1人)
95	富雄南中学校	奈良県奈良市藤ノ木台一丁目5番13号	1		490人(2㎡当たり に1人)	
96	富雄南公民館	奈良県奈良市中町501番地の3	1		100人(2㎡当たり に1人)	

NO	施設・場所名	住所	管 理 担 当 連 絡 先	指定避難所 との重複	災害対策基本法 施行令第20条の 6第5号に規定 する指定基準を 満たすもので あるか	想定収容 人 数
97	神功小学校	奈良県奈良市神功二丁目 2番地	省略	1		290人(2㎡当たり に1人)
98	平城西中学校	奈良県奈良市神功二丁目 1番地		1		550人(2㎡当たり に1人)
99	平城西公民館	奈良県奈良市神功四丁目 25番地		1		70人(2㎡当たり に1人)
100	右京小学校	奈良県奈良市右京四丁目 11番地の1		1		360人(2㎡当たり に1人)
101	朱雀小学校	奈良県奈良市朱雀六丁目 10番地の1		1		400人(2㎡当たり に1人)
102	平城東中学校	奈良県奈良市朱雀六丁目 11番地		1		550人(2㎡当たり に1人)
103	平城東公民館	奈良県奈良市朱雀六丁目 9番地の1		1		90人(2㎡当たり に1人)
104	左京小学校	奈良県奈良市左京三丁目 1番地の1		1		400人(2㎡当たり に1人)
105	佐保台小学校	奈良県奈良市佐保台三丁 目902番地の341		1		400人(2㎡当たり に1人)
106	月ヶ瀬小学校	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山 2350番地の1		1		170人(2㎡当たり に1人)
107	月ヶ瀬中学校及び 月ヶ瀬体育館	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山 2551番地		1		520人(2㎡当たり に1人)
108	月ヶ瀬公民館	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山 2815番地		1		300人(2㎡当たり に1人)
109	並松小学校	奈良県奈良市蘭生町1894 番地		1		420人(2㎡当たり に1人)
110	都祁小学校	奈良県奈良市都祁白石町 974番地		1		410人(2㎡当たり に1人)
111	都祁中学校	奈良県奈良市針町2554番 地	1		640人(2㎡当たり に1人)	
112	都祁公民館	奈良県奈良市針町2191番 地	1		90人(2㎡当たり に1人)	
113	吐山小学校	奈良県奈良市都祁吐山町 3939番地	1		420人(2㎡当たり に1人)	
114	六郷小学校	奈良県奈良市針ヶ別所町 820番地	1		360人(2㎡当たり に1人)	

※指定緊急避難場所と重複している該当箇所に「1」を記載

指定避難所の指定(二次避難所)

NO	施設名	住所	管 理 担 当 連 絡 先	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本 法施行令第20 条の6第5号 に規定する指 定基準を満た すものである か	想定収容人数(参考データ)※ 第二次避難所とは、全市域に及 ぶ大災害が発生し、第一次避難 所では対応できない相当数の避 難者が想定される場合に開設す る避難所及び下記一覧表以外で 避難所等の指定のない市の施設
1	奈良女子大学附属 中等教育学校	奈良県奈良市東紀寺町1- 60-1	省略			616人(2㎡あたり1人) 体育館(前期課程)
2	奈良教育大学(付 属施設を含む)	奈良県奈良市高畑町				830人(2㎡あたり1人) 体育館(後期課程)
3	県立高円高等学校	奈良県奈良市白毫寺町633				328人(2㎡あたり1人) 体育館

NO	施設名	住所	管 理 当 事 者 連 絡 先	指定緊急避難場所	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	想定収容人数（参考データ）※ 第二次避難所とは、全市域に及ぶ大災害が発生し、第一次避難所では対応できない相当数の避難者が相当される場合に開設する避難所及び下記一覧表以外で避難所等の指定のない市の施設
4	私立帝塚山大学 (学園前キャンパス) (付属施設含む)	奈良県奈良市学園南3-1-3	省略			850人（2㎡あたり1人） 体育館
5	奈良市西部会館 (市民ホール)	奈良県奈良市学園南3-1-5				300人（2㎡あたり1人）
6	近畿大学附属小学校	奈良市あやめ池北1-33-3				417人（2㎡あたり1人） 体育館
7	奈良市北部会館	奈良県奈良市右京1-1-4				410人
8	奈良女子高等学校	奈良県奈良市三条宮前町3-6				516人（2㎡あたり1人） 体育館（第1） 175人（2㎡あたり1人） 体育館（第2）
9	なら100年会館	奈良県奈良市三条宮前町7-1				2020人
10	奈良女子大学	奈良県奈良市北魚屋東町				562人（2㎡あたり1人） 体育館（第1） 348人（2㎡あたり1人） 体育館（第2）
11	奈良教育大学附属 中学校	奈良県奈良市法蓮町2058-2				334人（2㎡あたり1人） 体育館
12	私立奈良育英学園 (付属施設を含む)	奈良県奈良市法蓮町1000				1229人（2㎡あたり1人） 体育館
13	奈良県立大学	奈良県奈良市船橋町10				451人（2㎡あたり1人） 体育館
14	県立奈良高等学校	奈良県奈良市法蓮町836				1130人（2㎡あたり1人） 体育館
15	県立平城高等学校	奈良県奈良市朱雀2-11				700人（2㎡あたり1人） 体育館
16	奈良女子大学附属 小学校	奈良県奈良市百楽園1-7-28				300人（2㎡あたり1人） 体育館
17	ならまちセンター	奈良県奈良市東寺林町38				440人
18	奈良佐保短期大学	奈良県奈良市鹿野園町806				786人（2㎡あたり1人） 体育館
19	私立奈良育英西中 学高等学校	奈良県奈良市三松4-637-1				717人（2㎡あたり1人） 体育館
20	私立帝塚山大学 (東生駒キャンパス) (付属施設含む)	奈良県奈良市帝塚山7-1-1				560人（2㎡あたり1人） 体育館
21	近畿大学農学部	奈良県奈良市中町3327-204				9,682人（2㎡あたり1人） 新グラウンド 7,590人（2㎡あたり1人） 旧グラウンド
22	県立奈良西養護学 校	奈良県奈良市帝塚山西2-1-1				555人（2㎡あたり1人） 体育館
23	奈良文化女子短期 大学（付属施設を 含む）	奈良県奈良市中登美ヶ丘3-15-1				645人（2㎡あたり1人） アリーナ 560人（2㎡あたり1人） 体育館
24	県立登美ヶ丘高等 学校	奈良県奈良市二名町1944-12				565人（2㎡あたり1人） 体育館
25	県立山辺高等学校	奈良県奈良市都祁友田町937				450人（2㎡あたり1人） 体育館

NO	施設名	住所	管 理 当 連 絡 先	指定緊急避難場所	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	想定収容人数(参考データ) ※ 第二次避難所とは、全市域に及ぶ大災害が発生し、第一次避難所では対応できない相当数の避難者が相当される場合に開設する避難所及び下記一覧表以外で避難所等の指定のない市の施設
26	東大寺学園高等学校(付帯施設を含む)	奈良県奈良市山陵町1375	省略			450人(2㎡あたり1人) 体育館
27	私立奈良大学	奈良県奈良市山陵町1500				720人(2㎡あたり1人) 体育館
28	私立奈良大学附属高等学校	奈良県奈良市秋篠町50				649人(2㎡あたり1人) 体育館
29	関西文化芸術学園	奈良県奈良市山陵町1179				104人(2㎡あたり1人) 体育館
30	県立奈良養護学校	奈良県奈良市七条町135				300人(2㎡あたり1人) 体育館
31	県立奈良朱雀高等学校	奈良県奈良市柏木町248				650人(2㎡あたり1人) 体育館
32	県立奈良東養護学校	奈良県奈良市七条2-670				235人(2㎡あたり1人) 西の京校舎アリーナ 221人(2㎡あたり1人) 七条校舎アリーナ
33	県立西の京高等学校	奈良県奈良市六条西3-24-1				780人(2㎡あたり1人) 体育館

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第211号

平成20年奈良市告示第202号(後期高齢者医療制度に係る本人確認事務取扱について)の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

本人の場合
<p>① 以下1点のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証又は運転経歴証明書(有効期限内のもの) ・日本国パスポート(有効期限内のもの) ・住民基本台帳カード(有効期限内のもので、「顔写真」が記載されているもの) ・外国人登録証(有効期限内のもの) ・特別永住者証又は在留カード(有効期限内のもの) ・身体障害者手帳(現住所が記載されているもの) ・療育手帳(現住所が記載されているもの) ・精神障害者保健福祉手帳(現住所が記載されているもので、「顔写真」が記載されているもの) ・近鉄大和西大寺駅構内通行証 <p>② 以下2点以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・各種年金証書 ・老春手帳又はななまるカード(優待乗車証) ・住民票 ・戸籍謄本 ・旧後期高齢者医療被保険者証

- ・キャッシュカード又は通帳
- ・クレジットカード
- ・特定疾患医療受給者証(有効期限内のもの)
- ・被爆者手帳(現住所が記載されているもの)
- ・その他(国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書)

代理人の場合

- ◎ 本人の委任状がある場合
 - ・委任状及び代理人の本人確認書類
 - ◎ 本人の委任状がない場合
 - ・本人の場合の条件を満たし、かつ代理人の本人確認書類
- ① 以下1点のみ
- ・運転免許証又は運転経歴証明書(有効期限内のもの)
 - ・日本国パスポート(有効期限内のもの)
 - ・住民基本台帳カード(有効期限内のもので、「顔写真」が記載されているもの)
 - ・外国人登録証(有効期限内のもの)
 - ・特別永住者証又は在留カード(有効期限内のもの)
 - ・身体障害者手帳(現住所が記載されているもの)
 - ・療育手帳(現住所が記載されているもの)
 - ・精神障害者保健福祉手帳(現住所が記載されているもので、「顔写真」が記載されているもの)
 - ・近鉄大和西大寺駅構内通行証
 - ・社員証(ケアマネージャー・病院職員・保護課職員)
 - ・学生証(有効期限内のもので、「顔写真」が記載されているもの)
- ② 以下2点以上
- ・介護保険被保険者証
 - ・各種年金証書
 - ・老春手帳又はななまるカード(優待乗車証)

- 住民票
- 戸籍謄本
- 各種健康保険者証（有効期限内のもの）
- キャッシュカード又は通帳
- クレジットカード
- 特定疾患医療受給者証（有効期限内のもの）
- 被爆者手帳（現住所が記載されているもの）
- その他（国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書）

(平成27年4月1日掲示済)

奈良市告示第212号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

項目	概要	要
業務名称	奈良市都祁地域コミュニティバス、奈良都祁線（奈良市都祁交流センターから下水間区間）代替バス運行管理業務委託	
業務内容	奈良市都祁地域コミュニティバス、奈良交通株式会社による奈良都祁線（うち、奈良市都祁交流センターから下水間区間）の代替バスの運行管理業務	
委託期間	平成27年6月1日から平成32年5月31日まで	
契約形式	委託契約（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）	

以下省略

(平成27年4月1日掲示済)

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第213号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法

1 入札に付する事項

項目	概要	要
業務名	奈良市東部地域における学校給食用物資配送業務	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> • 給食物資納入業者から配送される給食物資を衛生面や品質面を保持したうえで安全に保管する。 • 給食実施日に上記の保管した給食物資を都祁学校給食センター、月ヶ瀬学校給食センター、田原小学校、興東小学校、柳生小学校、興東館柳生中学校の給食室へ配送する。 	
委託期間	平成27年5月1日から平成28年3月31日まで	
業者選定方法	一般競争入札	
契約形式	委託契約	

以下省略

(平成27年4月1日掲示済)

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(平成27年4月1日掲示済)

奈良市告示第214号

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	奈良市勤労者総合福祉センター使用料

2 委託の期間

奈良市告示第215号

固定資産課税台帳に登録すべき平成27年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

(平成27年4月1日掲示済)

奈良市告示第216号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

(平成27年4月1日揭示済)

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理手数料

奈良市告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

2 委託の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中部第248号線	二条大路南一丁目53番6地先から 二条大路南一丁目53番1地先まで	前	5.72~8.98	43.5	
		後	8.98	43.5	
中部第818号線	五条三丁目942番6地先から 五条西一丁目1006番9地先まで	前	6.25 ~ 8.49	14.5	
		後	8.19 ~ 8.49	14.5	

(平成27年4月1日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第248号線	二条大路南一丁目53番6地先から	二条大路南一丁目53番1地先まで	L = 43.5 W = 8.98	
中部第818号線	五条三丁目942番6地先から	五条西一丁目1006番9地先まで	L = 14.5 W = 8.19~8.49	

(平成27年4月1日揭示済)

更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、平成27年4月1日から次のように道路の区域を

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	三条線	油阪地方町10番3地先から	前	8.70~8.70	311.0	
		下三条町10番3地先まで	後	11.00~19.00	311.0	
2	北部第75号線	川上町219番1地先から	前	3.80~4.70	370.1	
		飯守町873番62地先まで	後	3.80~4.70	390.1	
3	北部第77号線	川上町873番47地先から	前	3.90~4.40	216.7	
		飯守町873番161地先まで	後	3.90~4.40	277.7	
4	北部第378号線	小西町42番地先から	前	6.05~6.44	34.3	
		小西町25番4地先まで	後	9.00~9.00	34.3	
5	北部第559号線	南肘塚町78番1地先から	前	14.00~16.00	35.4	
		南肘塚町92番地先まで	後	2.00~2.00	35.4	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
6	中部第406号線	六条西町四丁目881番地先から	前	5.55~7.50	52.0	
		七条西町二丁目880番5地先まで	後	6.05~8.00	52.0	
7	都祁台線	都祁白石町1161番地先から	前	6.40~9.30	24.0	
		都祁白石町1192番233地先まで	後	4.80~5.40	24.0	

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第220号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成27年4月1日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	三条線	油阪地方町10番3地先から	11.00~19.00	311.0	
		下三条町10番3地先まで			
2	北部第75号線	川上町219番1地先から	3.80~4.70	390.1	
		飯守町873番62地先まで			
3	北部第77号線	川上町873番47地先から	3.90~4.40	277.7	
		飯守町873番161地先まで			
4	北部第378号線	小西町42番地先から	9.00~9.00	34.3	
		小西町25番4地先まで			
5	北部第559号線	南肘塚町78番1地先から	2.00~2.00	35.4	
		南肘塚町92番地先まで			
6	中部第406号線	六条西町四丁目881番地先から	5.55~7.50	52.0	
		七条西町二丁目880番5地先まで			
7	都祁台線	都祁白石町1161番地先から	4.80~5.40	24.0	
		都祁白石町1192番233地先まで			

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園南一丁目963番135地先から	前	26.00~9.10	342.9	12-12-2
		学園南三丁目931番131地先まで	後	26.00~9.10	342.9	12-12-4
2	登美ヶ丘中町線	学園南二丁目915番161地先から	前	16.30~13.80	186.2	12-13-3
		学園南三丁目931番350地先まで	後	21.50~13.80	186.2	
3	二条谷田線	学園南三丁目914番29地先から	前	14.00~13.30	18.3	12-13-3
		学園南三丁目914番3地先まで	後	14.00~13.30	17.2	
4	三条線	三条町484番1地先から	前	9.00~9.00	26.1	13-25-2
		三条町475番1地先まで	後	16.00~9.00	26.1	
5	三条線	今辻子町45番2地先から	前	16.00~9.00	95.1	14-21-1
		下三条町8番1地先まで	後	16.10~9.00	95.1	
6	三条線	上三条町22番3地先から	前	16.00~9.00	77.3	14-21-1
		上三条町7番5地先まで	後	16.00~9.00	77.3	
7	二条線	芝辻町11番6地先から	前	4.10~3.50	115.4	13-20-2
		畑中町1番3地先まで	後	12.00~3.50	115.4	
8	六条奈良阪線	西木辻町200番34地先から	前	12.30~10.50	93.6	21-01-3
		南京終町66番1地先まで	後	26.00~26.00	92.6	
9	六条奈良阪線	南京終町一丁目191番6地先から	前	4.70~3.50	94.2	21-06-1
		南京終町一丁目189番1地先まで	後	26.00~26.00	100.5	
10	登美ヶ丘中山線	中山町1323番1地先から	前	7.30~4.70	71.2	05-19-4
		中山町200番1地先まで	後	7.30~4.70	71.2	
11	中町線	中町505番4地先から	前	6.20~5.10	33.2	12-22-4
		西千代ヶ丘三丁目6番27地先まで	後	8.80~5.10	33.2	
12	東部第109号線	下狭川町3109番地先から	前	4.10~2.50	34.0	02-21
		下狭川町3109番地先まで	後	8.80~5.60	34.0	
13	東部第114号線	西狭川町481番1地先から	前	10.00~4.20	50.8	08-05
		西狭川町458番地先まで	後	10.00~4.60	50.8	

整理番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
14	東部第150号線	大慈仙町1213番地先から	前	4.80~2.90	31.0	15-15
		大慈仙町736番3地先まで	後	7.50~5.00	31.0	
15	東部第183号線	邑地町2693番地先から	前	4.20~3.10	17.5	10-08
		邑地町1191番1地先まで	後	4.80~3.50	17.5	
16	東部第206号線	柳生町1057番地先から	前	3.40~2.50	101.0	10-06
		柳生町1048番1地先まで	後	3.40~2.50	101.0	
17	東部第256号線	中之庄町627番地先から	前	7.00~1.80	192.5	23-22
		中之庄町680番地先まで	後	8.50~4.50	192.5	
18	東部第264号線	長谷町564番地先から	前	4.50~2.80	103.5	28-11
		長谷町1278番地先まで	後	5.40~4.10	103.5	
19	東部第283号線	田原春日野町131番地先から	前	5.10~4.40	46.6	22-23
		田原春日野町98番地先まで	後	6.40~6.40	46.6	
20	東部第292号線	和田町637番1地先から	前	5.40~3.20	50.5	22-15
		和田町626番1地先まで	後	5.80~5.00	50.5	
21	東部第351号線	虚空蔵町24番1地先から	前	5.20~3.00	36.0	26-24
		虚空蔵町32番地先まで	後	5.20~3.00	36.0	
22	南部第22号線	大安寺町527番1地先から	前	5.50~5.30	52.0	20-03-4
		四条大路南町385番22地先まで	後	5.50~5.30	52.0	
23	南部第53号線	大安寺三丁目98番4地先から	前	3.50~2.30	53.9	20-09-2
		大安寺四丁目894番1地先まで	後	6.20~2.30	53.9	
24	南部第167号線	杏町112番地先から	前	7.60~3.00	17.9	20-18-1
		杏町423番1地先まで	後	7.60~5.90	17.9	
25	南部第174号線	杏町300番7地先から	前	5.20~5.20	16.4	20-18-1
		杏町112番地先まで	後	5.20~5.20	14.8	
26	南部第188号線	出屋敷町80番1地先から	前	4.80~1.80	58.1	21-16-2
		出屋敷町65番1地先まで	後	6.00~1.80	58.1	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
27	南部第240号線	北之庄町482番1地先から	前	2.60~1.70	70.2	20-25-3
		北之庄町485番2地先まで	後	6.00~2.60	70.2	25-05-1
28	南部第245号線	北之庄町687番3地先から	前	4.50~4.50	202.5	20-25-3
		北之庄町473番3地先まで	後	4.50~4.50	202.5	
29	南部第271号線	古市町378番1地先から	前	4.60~3.90	29.2	21-17-4
		古市町297番3地先まで	後	4.60~3.90	29.2	
30	南部第282号線	古市町387番3地先から	前	3.70~3.10	17.0	21-17-4
		古市町927番地先まで	後	3.70~3.10	17.0	
31	南部第287号線	古市町387番3地先から	前	3.50~2.00	129.9	21-17-4
		古市町400番1地先まで	後	4.50~2.70	129.9	
32	南部第450号線	柴屋町376番1地先から	前	3.30~2.60	27.2	26-07-2
		柴屋町373番地先まで	後	4.00~2.60	27.2	
33	南部第504号線	池田町331番地先から	前	4.40~2.30	44.8	25-15-1
		池田町348番1地先まで	後	6.40~4.40	44.8	
34	南部第553号線	池田町413番1地先から	前	2.70~2.50	143.4	25-10-4
		池田町10番7地先まで	後	5.00~2.70	143.4	
35	南部第621号線	柏木町508番1地先から	前	9.00~7.00	65.0	20-08-1
		柏木町514番1地先まで	後	11.00~7.00	65.0	
36	南部第665号線	神殿町155番8地先から	前	8.90~8.80	29.2	21-11-3
		神殿町1502番地先まで	後	8.90~8.80	29.2	
37	北部第2号線	芝辻町8番13地先から	前	5.90~5.00	20.0	13-20-2
		芝辻町11番48地先まで	後	5.90~5.00	20.0	
38	北部第11号線	奈良阪町1204番1地先から	前	5.70~4.00	67.0	07-21-3
		奈良阪町2826番地先まで	後	6.10~4.50	67.0	07-21-4
39	北部第185号線	高畑町169番1地先から	前	8.10~6.90	38.4	21-08-1
		高畑町175番地先まで	後	8.10~7.00	38.4	

整理番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
40	北部第199号線	高畑町183番2地先から	前	7.30~7.30	41.1	21-03-3
		高畑町232番地先まで	後	8.20~8.00	41.1	
41	北部第233号線	鹿野園町432番1地先から	前	6.70~4.00	125.9	21-18-2
		鹿野園町696番3地先まで	後	6.90~4.80	125.9	
42	北部第260号線	紀寺町371番地先から	前	5.90~5.70	33.1	21-07-3
		紀寺町369番1地先まで	後	6.50~5.80	33.1	
43	北部第268号線	大森西町178番地先から	前	6.00~4.10	144.7	20-04-2
		大森西町172番1地先まで	後	6.00~5.00	176.8	
44	北部第270号線	大安寺六丁目768番1地先から	前	6.90~6.00	116.4	20-05-3
		大安寺七丁目677番1地先まで	後	6.90~6.00	116.4	
45	北部第314号線	肘塚塚町209番1地先から	前	4.90~0.00	29.6	21-07-3
		肘塚町149番1地先まで	後	4.90~0.00	29.6	
46	北部第352号線	南京終町一丁目191番3地先から	前	6.00~5.80	25.6	21-06-1
		南京終町一丁目25番4地先まで	後	6.00~5.80	25.6	
47	北部第397号線	法蓮町499番地先から	前	4.40~3.30	51.3	13-09-4
		法蓮町510番1地先まで	後	4.40~4.00	51.3	
48	北部第437号線	法蓮町1419番1地先から	前	6.30~4.20	23.5	14-07-1
		川上町520番9地先まで	後	6.30~4.60	23.5	
49	北部第467号線	芝辻町53番1地先から	前	6.30~6.30	13.5	13-20-2
		芝辻町11番19地先まで	後	6.30~6.30	10.5	
50	北部第473号線	西新在家号所町1番3地先から	前	5.60~5.20	70.3	14-16-1
		西新在家町8番1地先まで	後	5.20~4.70	70.3	
51	北部第595号線	佐保台一丁目3571番11地先から	前	19.00~17.50	135.6	06-24-4
		佐保台二丁目1657番52地先まで	後	19.00~17.50	135.6	
52	北部第595号線	佐保台一丁目3571番11地先から	前	20.60~17.80	46.3	06-24-2
		佐保台二丁目1657番189地先まで	後	20.60~18.70	46.3	

整理番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
53	中部第7号線	西大寺国見町一丁目224番6地先から	前	11.60~6.00	27.5	13-06-3
		西大寺小坊町237番14地先まで	後	11.60~7.20	27.5	13-11-1
54	中部第41号線	押熊町612番2地先から	前	6.90~3.60	72.7	05-15-3
		押熊町592番2地先まで	後	6.90~4.20	72.7	
55	中部第221号線	佐紀町2870番地先から	前	3.80~2.70	21.0	13-07-2
		佐紀町2986番地先まで	後	3.60~2.60	21.0	
56	中部第262号線	三条大路三丁目455番2地先から	前	5.40~3.70	43.1	13-22-2
		三条大路四丁目100番1地先まで	後	5.50~5.30	43.1	
57	中部第352号線	七条一丁目529番地先から	前	8.20~5.80	77.5	20-11-3
		七条一丁目686番地先まで	後	7.90~5.80	77.5	
58	中部第605号線	芝辻町三丁目72番地先から	前	16.00~5.70	200.2	13-20-1
		芝辻町一丁目77番1地先まで	後	21.50~6.60	200.2	13-20-2
59	中部第615号線	下三条町34番地先から	前	4.20~4.20	17.2	14-21-1
		今辻子町45番1地先まで	後	4.20~4.20	15.2	
60	中部第616号線	三条町485番1地先から	前	5.60~5.40	11.0	13-25-2
		三条町484番1-1地先まで	後	5.60~5.40	9.9	
61	中部第619号線	三条町474番1地先から	前	4.30~4.30	75.7	13-25-2
		三条町538番1地先まで	後	4.30~4.30	75.7	
62	中部第626号線	三条本町1012番地先から	前	9.00~7.70	135.5	13-25-4
		三条本町296番2-1地先まで	後	10.50~9.00	135.5	
63	中部第633号線	大宮町一丁目502番地先から	前	7.20~6.50	19.3	13-25-2
		大宮町一丁目52番22地先まで	後	7.20~6.50	17.5	
64	中部第647号線	大宮町一丁目59番2地先から	前	16.00~11.70	108.8	13-25-1
		三条本町1086番地先まで	後	16.00~16.00	108.8	13-25-2
65	中部第682号線	西大寺宝ヶ丘803番18地先から	前	5.50~4.60	41.3	12-10-1
		西大寺竜王町二丁目1495番4地先まで	後	7.10~4.80	41.3	

整理番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
66	中部第695号線	西大寺国見町一丁目227番 4地先から	前	14.90~8.70	190.4	13-06-3
		西大寺南町2326番3地先 まで	後	13.60~8.80	190.4	13-11-1
67	中部第701号線	西大寺南町2442番地先から	前	3.90~0.00	103.0	13-11-1
		西大寺南町2137番80地先 まで	後	8.00~3.70	103.0	
68	中部第731号線	菅原町319番1地先から	前	4.10~3.60	10.4	12-15-4
		青野町200番1地先まで	後	4.10~4.10	10.4	
69	中部第838号線	宝来町650番3地先から	前	9.00~6.50	37.8	12-20-3
		菅原町647番3地先まで	後	8.00~5.80	37.8	
70	中部第845号線	宝来町1106番1地先から	前	4.60~2.50	236.2	12-19-4
		宝来町1062番1地先まで	後	14.50~3.10	231.2	
71	中部第868号線	若葉台一丁目355番202地 先から	前	7.10~6.70	112.7	12-14-2
		疋田町二丁目671番8地先 まで	後	6.60~6.30	112.7	12-14-4
72	中部第912号線	疋田町二丁目710番5地先 から	前	10.00~7.70	55.8	12-14-4
		疋田町三丁目712番3地先 まで	後	9.90~6.80	55.8	
73	中部第926号線	あやめ池南二丁目1378番 5地先から	前	3.20~1.50	68.2	12-09-1
		あやめ池南二丁目1183番 4地先まで	後	4.00~2.10	68.2	
74	中部第1333号線	あやめ池南七丁目579番1 地先から	前	6.00~6.00	66.9	12-14-1
		あやめ池南七丁目564番43 地先まで	後	7.10~7.00	66.9	
75	中部第1399号線	三条本町1082番地先から	前	6.00~6.00	46.0	13-25-3
		三条本町1109番地先まで	後	10.20~10.20	46.0	
76	中部第1476号線	宝来町1062番1地先から	前	0.00~0.00	35.0	12-19-4
		宝来町1065番1地先まで	後	10.20~8.80	36.3	
77	中部第1477号線	宝来町1106番1地先から	前	0.00~0.00	205.0	12-19-3
		宝来町1143番地先まで	後	14.80~9.20	205.0	12-19-4
78	西部第427号線	学園南三丁目963番195地 先から	前	6.30~5.70	25.9	12-12-2
		学園南三丁目963番297地 先まで	後	6.30~5.70	23.2	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
79	西部第428号線	学園南三丁目963番157地先から	前	4.40~4.20	22.9	12-12-2
		学園南三丁目963番159地先まで	後	4.40~4.20	15.2	
80	西部第428号線	学園南三丁目963番150地先から	前	4.10~4.00	28.0	12-12-2
		学園南三丁目963番142地先まで	後	4.10~4.00	25.1	
81	西部第457号線	富雄北三丁目2815番12地先から	前	6.20~6.10	94.7	12-01-3
		百楽園四丁目2815番11地先まで	後	6.40~6.40	94.7	
82	西部第596号線	富雄元町一丁目561番27地先から	前	4.30~4.20	141.3	12-11-1
		富雄元町一丁目561番98地先まで	後	6.80~4.20	141.3	12-11-2
83	西部第631号線	千代ヶ丘三丁目6番27地先から	前	4.00~4.00	8.2	12-22-4
		千代ヶ丘三丁目7番87地先まで	後	4.00~4.00	5.4	
84	西部第682号線	五条西一丁目5236番4地先から	前	7.50~7.40	24.8	19-04-4
		六条西一丁目1201番92地先まで	後	8.60~7.50	24.8	
85	西部第710号線	石木町712番3地先から	前	6.10~6.10	147.2	19-19-1
		石木町707番6地先まで	後	9.70~6.10	147.2	
86	西部第1099号線	東登美ヶ丘六丁目1876番1地先から	前	3.70~3.70	31.9	5-9-3
		東登美ヶ丘六丁目1614番30地先まで	後	3.70~3.70	31.9	
87	のぼりを線	針ヶ別所町337番1地先から	前	13.80~4.40	271.8	J-35
		針ヶ別所町337番1地先まで	後	15.80~4.40	274.5	J-45
88	尾山西浦線	月ヶ瀬尾山212番1地先から	前	4.40~3.40	91.5	03-25
		月ヶ瀬尾山204番1地先まで	後	7.70~3.40	91.5	

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成27年4月1日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園南一丁目963番135地先から	26.00～9.10	342.9	
		学園南三丁目931番131地先まで			
2	登美ヶ丘中町線	学園南二丁目915番161地先から	21.50～13.80	186.2	
		学園南三丁目931番350地先まで			
3	二条谷田線	学園南三丁目914番29地先から	14.00～13.30	17.2	
		学園南三丁目914番3地先まで			
4	三条線	三条町484番1地先から	16.00～9.00	26.1	
		三条町475番1地先まで			
5	三条線	今辻子町45番2地先から	16.10～9.00	95.1	
		下三条町8番1地先まで			
6	三条線	上三条町22番3地先から	16.00～9.00	77.3	
		上三条町7番5地先まで			
7	二条線	芝辻町11番6地先から	12.00～3.50	115.4	
		畑中町1番3地先まで			
8	六条奈良阪線	西木辻町200番34地先から	26.00～26.00	92.6	
		南京終町66番1地先まで			
9	六条奈良阪線	南京終町一丁目191番6地先から	26.00～26.00	100.5	
		南京終町一丁目189番1地先まで			
10	登美ヶ丘中山線	中山町1323番1地先から	7.30～4.70	71.2	
		中山町200番1地先まで			
11	中町線	中町505番4地先から	8.80～5.10	33.2	
		西千代ヶ丘三丁目6番27地先まで			
12	東部第109号線	下狭川町3109番地先から	8.80～5.60	34.0	
		下狭川町3109番地先まで			
13	東部第114号線	西狭川町481番1地先から	10.00～4.60	50.8	
		西狭川町458番地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
14	東部第150号線	大慈仙町1213番地先から	7.50~5.00	31.0	
		大慈仙町736番3地先まで			
15	東部第183号線	邑地町2693番地先から	4.80~3.50	17.5	
		邑地町1191番1地先まで			
16	東部第206号線	柳生町1057番地先から	3.40~2.50	101.0	
		柳生町1048番1地先まで			
17	東部第256号線	中之庄町627番地先から	8.50~4.50	192.5	
		中之庄町680番地先まで			
18	東部第264号線	長谷町564番地先から	5.40~4.10	103.5	
		長谷町1278番地先まで			
19	東部第283号線	田原春日野町131番地先から	6.40~6.40	46.6	
		田原春日野町98番地先まで			
20	東部第292号線	和田町637番1地先から	5.80~5.00	50.5	
		和田町626番1地先まで			
21	東部第351号線	虚空蔵町24番1地先から	5.20~3.00	36.0	
		虚空蔵町32番地先まで			
22	南部第22号線	大安寺町527番1地先から	5.50~5.30	52.0	
		四条大路南町385番22地先まで			
23	南部第53号線	大安寺三丁目98番4地先から	6.20~2.30	53.9	
		大安寺四丁目894番1地先まで			
24	南部第167号線	杏町112番地先から	7.60~5.90	17.9	
		杏町423番1地先まで			
25	南部第174号線	杏町300番7地先から	5.20~5.20	14.8	
		杏町112番地先まで			
26	南部第188号線	出屋敷町80番1地先から	6.00~1.80	58.1	
		出屋敷町65番1地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
27	南部第240号線	北之庄町482番1地先から	6.00~2.60	70.2	
		北之庄町485番2地先まで			
28	南部第245号線	北之庄町687番3地先から	4.50~4.50	202.5	
		北之庄町473番3地先まで			
29	南部第271号線	古市町378番1地先から	4.60~3.90	29.2	
		古市町297番3地先まで			
30	南部第282号線	古市町387番3地先から	3.70~3.10	17.0	
		古市町927番地先まで			
31	南部第287号線	古市町387番3地先から	4.50~2.70	129.9	
		古市町400番1地先まで			
32	南部第450号線	柴屋町376番1地先から	4.00~2.60	27.2	
		柴屋町373番地先まで			
33	南部第504号線	池田町331番地先から	6.40~4.40	44.8	
		池田町348番1地先まで			
34	南部第553号線	池田町413番1地先から	5.00~2.70	143.4	
		池田町10番7地先まで			
35	南部第621号線	柏木町508番1地先から	11.00~7.00	65.0	
		柏木町514番1地先まで			
36	南部第665号線	神殿町155番8地先から	8.90~8.80	29.2	
		神殿町1502番地先まで			
37	北部第2号線	芝辻町8番13地先から	5.90~5.00	20.0	
		芝辻町11番48地先まで			
38	北部第11号線	奈良阪町1204番1地先から	6.10~4.50	67.0	
		奈良阪町2826番地先まで			
39	北部第185号線	高畑町169番1地先から	8.10~7.00	38.4	
		高畑町175番地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
40	北部第199号線	高畑町183番2地先から	8.20~8.00	41.1	
		高畑町232番地先まで			
41	北部第233号線	鹿野園町432番1地先から	6.90~4.80	125.9	
		鹿野園町696番3地先まで			
42	北部第260号線	紀寺町371番地先から	6.50~5.80	33.1	
		紀寺町369番1地先まで			
43	北部第268号線	大森西町178番地先から	6.00~5.00	176.8	
		大森西町172番1地先まで			
44	北部第270号線	大安寺六丁目768番1地先から	6.90~6.00	116.4	
		大安寺七丁目677番1地先まで			
45	北部第314号線	肘塚塚町209番1地先から	4.90~0.00	29.6	
		肘塚町149番1地先まで			
46	北部第352号線	南京終町一丁目191番3地先から	6.00~5.80	25.6	
		南京終町一丁目25番4地先まで			
47	北部第397号線	法蓮町499番地先から	4.40~4.00	51.3	
		法蓮町510番1地先まで			
48	北部第437号線	法蓮町1419番1地先から	6.30~4.60	23.5	
		川上町520番9地先まで			
49	北部第467号線	芝辻町53番1地先から	6.30~6.30	10.5	
		芝辻町11番19地先まで			
50	北部第473号線	西新在家号所町1番3地先から	5.20~4.70	70.3	
		西新在家町8番1地先まで			
51	北部第595号線	佐保台一丁目3571番11地先から	19.00~17.50	135.6	
		佐保台二丁目1657番52地先まで			
52	北部第595号線	佐保台一丁目3571番11地先から	20.60~18.70	46.3	
		佐保台二丁目1657番189地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
53	中部第7号線	西大寺国見町一丁目224番 6地先から	11.60~7.20	27.5	
		西大寺小坊町237番14地先 まで			
54	中部第41号線	押熊町612番2地先から	6.90~4.20	72.7	
		押熊町592番2地先まで			
55	中部第221号線	佐紀町2870番地先から	3.60~2.60	21.0	
		佐紀町2986番地先まで			
56	中部第262号線	三条大路三丁目455番2地 先から	5.50~5.30	43.1	
		三条大路四丁目100番1地 先まで			
57	中部第352号線	七条一丁目529番地先から	7.90~5.80	77.5	
		七条一丁目686番地先まで			
58	中部第605号線	芝辻町三丁目72番地先か ら	21.50~6.60	200.2	
		芝辻町一丁目77番1地先 まで			
59	中部第615号線	下三条町34番地先から	4.20~4.20	15.2	
		今辻子町45番1地先まで			
60	中部第616号線	三条町485番1地先から	5.60~5.40	9.9	
		三条町484番1-1地先ま で			
61	中部第619号線	三条町474番1地先から	4.30~4.30	75.7	
		三条町538番1地先まで			
62	中部第626号線	三条本町1012番地先から	10.50~9.00	135.5	
		三条本町296番2-1地先 まで			
63	中部第633号線	大宮町一丁目502番地先か ら	7.20~6.50	17.5	
		大宮町一丁目52番22地先 まで			
64	中部第647号線	大宮町一丁目59番2地先 まで	16.00~16.00	108.8	
		三条本町1086番地先まで			
65	中部第682号線	西大寺宝ヶ丘803番18地先 まで	7.10~4.80	41.3	
		西大寺竜王町二丁目1495 番4地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
66	中部第695号線	西大寺国見町一丁目227番 4地先から	13.60~8.80	190.4	
		西大寺南町2326番3地先 まで			
67	中部第701号線	西大寺南町2442番地先から	8.00~3.70	103.0	
		西大寺南町2137番80地先 まで			
68	中部第731号線	菅原町319番1地先から	4.10~4.10	10.4	
		青野町200番1地先まで			
69	中部第838号線	宝来町650番3地先から	8.00~5.80	37.8	
		菅原町647番3地先まで			
70	中部第845号線	宝来町1106番1地先から	14.50~3.10	231.2	
		宝来町1062番1地先まで			
71	中部第868号線	若葉台一丁目355番202地 先から	6.60~6.30	112.7	
		疋田町二丁目671番8地先 まで			
72	中部第912号線	疋田町二丁目710番5地先 から	9.90~6.80	55.8	
		疋田町三丁目712番3地先 まで			
73	中部第926号線	あやめ池南二丁目1378番 5地先から	4.00~2.10	68.2	
		あやめ池南二丁目1183番 4地先まで			
74	中部第1333号線	あやめ池南七丁目579番1 地先から	7.10~7.00	66.9	
		あやめ池南七丁目564番43 地先まで			
75	中部第1399号線	三条本町1082番地先から	10.20~10.20	46.0	
		三条本町1109番地先まで			
76	中部第1476号線	宝来町1062番1地先から	10.20~8.80	36.3	
		宝来町1065番1地先まで			
77	中部第1477号線	宝来町1106番1地先から	14.80~9.20	205.0	
		宝来町1143番地先まで			
78	西部第427号線	学園南三丁目963番195地 先から	6.30~5.70	23.2	
		学園南三丁目963番297地 先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
79	西部第428号線	学園南三丁目963番157地先から	4.40~4.20	15.2	
		学園南三丁目963番159地先まで			
80	西部第428号線	学園南三丁目963番150地先から	4.10~4.00	25.1	
		学園南三丁目963番142地先まで			
81	西部第457号線	富雄北三丁目2815番12地先から	6.40~6.40	94.7	
		百楽園四丁目2815番11地先まで			
82	西部第596号線	富雄元町一丁目561番27地先から	6.80~4.20	141.3	
		富雄元町一丁目561番98地先まで			
83	西部第631号線	千代ヶ丘三丁目6番27地先から	4.00~4.00	5.4	
		千代ヶ丘三丁目7番87地先まで			
84	西部第682号線	五条西一丁目5236番4地先から	8.60~7.50	24.8	
		六条西一丁目1201番92地先まで			
85	西部第710号線	石木町712番3地先から	9.70~6.10	147.2	
		石木町707番6地先まで			
86	西部第1099号線	東登美ヶ丘六丁目1876番1地先から	3.70~3.70	31.9	
		東登美ヶ丘六丁目1614番30地先まで			
87	のぼりを線	針ヶ別所町337番1地先から	15.80~4.40	274.5	
		針ヶ別所町337番1地先まで			
88	尾山西浦線	月ヶ瀬尾山212番1地先から	7.70~3.40	91.5	
		月ヶ瀬尾山204番1地先まで			

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	東部第17号線	須川町1185番地先から	北村町786番地先まで	L = 1008.1 W = 1.8~8.5
2	東部第18号線	須川町1018番甲地先から	須川町1145番地先まで	L = 180.3 W = 1.9~9.4
3	東部第19号線	須川町1002番1地先から	須川町1043番地先まで	L = 183.9 W = 1.1~4.9
4	東部第360号線	北村町63番1地先から	須川町940番地先まで	L = 235.6 W = 0.8~1.8
5	中部第53号線	秋篠町1410番1地先から	秋篠町1397番1地先まで	L = 186.0 W = 1.9~4.9
6	西部第1124号線	帝塚山南五丁目1000番441地先から	帝塚山南五丁目1000番441地先まで	L = 16.6 W = 6.2~7.5

(平成27年4月1日掲示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	東部第17号線	須川町1132番1地先から	北村町786番地先まで	L = 955.6 W = 1.8~15
2	東部第18号線	須川町1013番地先から	須川町3464番地先まで	L = 176.6 W = 2.5~12
3	東部第19号線	須川町3435番地先から	須川町3448番地先まで	L = 157.8 W = 4.0~10.0
4	東部第360号線	北村町63番1地先から	須川町3418番地先まで	L = 205.6 W = 0.8~1.8
5	北部第763号線	高畑町71番4地先から	高畑町71番9地先まで	L = 92.0 W = 6.0~9.1
6	北部第764号線	高畑町140番14地先から	高畑町140番11地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
7	北部第765号線	大安寺六丁目779番8地先から	大安寺六丁目779番5地先まで	L = 50.0 W = 6.0~8.0
8	北部第766号線	南紀寺町二丁目275番1地先から	南紀寺町二丁目275番7地先まで	L = 41.0 W = 6.0~8.0
9	北部第767号線	法華寺町329番5地先から	法華寺町331番5地先まで	L = 41.0 W = 6.0~8.0
10	北部第768号線	佐保台一丁目3571番262地先から	佐保台一丁目3571番261地先まで	L = 360.0 W = 10.0
11	北部第769号線	佐保台一丁目3571番78地先から	佐保台一丁目3571番158地先まで	L = 290.0 W = 6.0
12	北部第770号線	佐保台一丁目3571番27地先から	佐保台一丁目3571番193地先まで	L = 360.0 W = 6.0
13	北部第771号線	佐保台一丁目3571番235地先から	佐保台一丁目3571番17地先まで	L = 225.0 W = 6.0
14	北部第772号線	佐保台一丁目3571番215地先から	佐保台一丁目3571番215地先まで	L = 250.0 W = 6.0
15	北部第773号線	佐保台一丁目3571番87地先から	佐保台一丁目3571番90地先まで	L = 105.0 W = 6.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
16	北部第774号線	佐保台一丁目3571番173地先から	佐保台一丁目3571番193地先まで	L = 155.0 W = 6.0
17	北部第775号線	佐保台一丁目3571番35地先から	佐保台一丁目3571番42地先まで	L = 95.0 W = 6.0
18	北部第776号線	佐保台一丁目3571番44地先から	佐保台一丁目3571番47地先まで	L = 55.0 W = 6.0
19	北部第777号線	佐保台一丁目3571番166地先から	佐保台一丁目3571番164地先まで	L = 33.0 W = 6.0~8.0
20	北部第778号線	佐保台一丁目3571番117地先から	佐保台一丁目3571番139地先まで	L = 40.0 W = 4.0
21	北部第779号線	佐保台一丁目3571番83地先から	佐保台一丁目3571番84地先まで	L = 16.0 W = 4.0
22	北部第780号線	佐保台一丁目3571番259地先から	佐保台一丁目3571番243地先まで	L = 22.0 W = 4.0
23	北部第781号線	佐保台一丁目3571番19地先から	佐保台一丁目3571番181地先まで	L = 76.0 W = 4.0
24	北部第782号線	法蓮町618番3地先から	法蓮町620番4地先まで	L = 62.4 W = 6.0~8.0
25	中部第53号線	秋篠町1410番1地先から	秋篠町1415番まで	L = 143.6 W = 1.9~3.5
26	中部第1624号線	恋の窪一丁目595番5地先から	恋の窪一丁目595番11地先まで	L = 28.0 W = 6.0~8.0
27	中部第1625号線	押熊町1588番5地先から	押熊町1587番45地先まで	L = 147.0 W = 6.0
28	中部第1626号線	押熊町1587番81地先から	押熊町1587番100地先まで	L = 259.0 W = 6.0
29	中部第1627号線	押熊町1587番86地先から	押熊町1587番108地先まで	L = 90.0 W = 6.0~11.5
30	中部第1628号線	押熊町1587番108地先から	押熊町1587番118地先まで	L = 103.0 W = 8.0
31	中部第1629号線	押熊町1587番125地先から	押熊町1587番64地先まで	L = 132.0 W = 8.0
32	中部第1630号線	押熊町1587番92地先から	押熊町1587番90地先まで	L = 16.0 W = 4.0
33	中部第1631号線	菅原町691番2地先から	菅原町689番11地先まで	L = 73.0 W = 6.0~8.0
34	中部第1632号線	北登美ヶ丘六丁目1507番地先から	北登美ヶ丘六丁目1508番地先まで	L = 102.0 W = 6.0~8.0
35	中部第1633号線	北登美ヶ丘六丁目1553番地先から	北登美ヶ丘六丁目1518番地先まで	L = 210.0 W = 6.0~10.0
36	中部第1634号線	北登美ヶ丘六丁目1525番地先から	北登美ヶ丘六丁目1542番地先まで	L = 210.0 W = 6.0
37	中部第1635号線	北登美ヶ丘六丁目1517番地先から	北登美ヶ丘六丁目1518番地先まで	L = 4.0 W = 6.0
38	中部第1636号線	平松四丁目1020番2地先から	五条三丁目933番34地先まで	L = 154.4 W = 6.2~14.2
39	中部第1637号線	六条西四丁目1200番2地先から	七条二丁目661番まで	L = 105.0 W = 8.8
40	中部第1638号線	秋篠町1388番2地先から	秋篠町1417番3地先まで	L = 183.5 W = 7.0~20.6

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
41	西部第1124号線	帝塚山南五丁目1000番41地先から	登美ヶ丘六丁目1000番424地先まで	L = 46.0 W = 6.0
42	西部第1359号線	登美ヶ丘六丁目1876番27地先から	登美ヶ丘六丁目1876番36地先まで	L = 103.4 W = 6.0
43	西部第1360号線	三碓町2177番112地先から	三碓町2177番102地先まで	L = 384.0 W = 6.0~8.0
44	西部第1361号線	三碓町2177番104地先から	三碓町2177番36地先まで	L = 166.0 W = 6.0
45	西部第1362号線	三碓町2177番110地先から	三碓町2177番59地先まで	L = 192.0 W = 6.0
46	西部第1363号線	三碓町2177番105地先から	三碓町2177番77地先まで	L = 202.0 W = 6.0
47	西部第1364号線	三碓町2232番1地先から	三碓町2240番1地先まで	L = 37.0 W = 6.0
48	西部第1365号線	三碓町2177番14地先から	三碓町2177番29地先まで	L = 25.0 W = 6.0
49	西部第1366号線	三碓町2177番43地先から	三碓町2177番55地先まで	L = 25.0 W = 6.0
50	西部第1367号線	三碓町2177番65地先から	三碓町2165番78地先まで	L = 25.0 W = 6.0
51	西部第1368号線	藤ノ木台三丁目453番5地先から	中町453番7地先まで	L = 98.0 W = 6.0~8.0
52	西部第1369号線	学園中二丁目949番65地先から	学園中二丁目949番64地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
53	西部第1370号線	三碓三丁目781番10地先から	三碓三丁目781番7地先まで	L = 36.1 W = 6.3~8.3
54	西部第1371号線	鳥見町三丁目26番16地先から	鳥見町三丁目26番19地先まで	L = 22.0 W = 6.7~13.6
55	西部第1372号線	中山町西一丁目868番85地先から	中山町西一丁目868番94地先まで	L = 64.4 W = 6.0~8.0
56	西部第1373号線	鶴舞東町657番14地先から	鶴舞東町657番4地先まで	L = 208.0 W = 10.0
57	西部第1374号線	鶴舞東町657番4地先から	鶴舞東町657番15地先まで	L = 145.0 W = 6.0
58	西部第1375号線	中山町西二丁目943番4地先から	中山町西二丁目945番20地先まで	L = 72.6 W = 6.2~13.3

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	東部第17号線	須川町1132番1地先から	北村町786番地先まで	L = 955.6 W = 1.8~15
2	東部第18号線	須川町1013番地先から	須川町3464番地先まで	L = 176.6 W = 2.5~12
3	東部第19号線	須川町3435番地先から	須川町3448番地先まで	L = 157.8 W = 4.0~10.0
4	東部第360号線	北村町63番1地先から	須川町3418番地先まで	L = 205.6 W = 0.8~1.8
5	北部第763号線	高畑町71番4地先から	高畑町71番9地先まで	L = 92.0 W = 6.0~9.1
6	北部第764号線	高畑町140番14地先から	高畑町140番11地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
7	北部第765号線	大安寺六丁目779番8地先から	大安寺六丁目779番5地先まで	L = 50.0 W = 6.0~8.0
8	北部第766号線	南紀寺町二丁目275番1地先から	南紀寺町二丁目275番7地先まで	L = 41.0 W = 6.0~8.0
9	北部第767号線	法華寺町329番5地先から	法華寺町331番5地先まで	L = 41.0 W = 6.0~8.0
10	北部第768号線	佐保台一丁目3571番262地先から	佐保台一丁目3571番261地先まで	L = 360.0 W = 10.0
11	北部第769号線	佐保台一丁目3571番78地先から	佐保台一丁目3571番158地先まで	L = 290.0 W = 6.0
12	北部第770号線	佐保台一丁目3571番27地先から	佐保台一丁目3571番193地先まで	L = 360.0 W = 6.0
13	北部第771号線	佐保台一丁目3571番235地先から	佐保台一丁目3571番17地先まで	L = 225.0 W = 6.0
14	北部第772号線	佐保台一丁目3571番215地先から	佐保台一丁目3571番215地先まで	L = 250.0 W = 6.0
15	北部第773号線	佐保台一丁目3571番87地先から	佐保台一丁目3571番90地先まで	L = 105.0 W = 6.0
16	北部第774号線	佐保台一丁目3571番173地先から	佐保台一丁目3571番193地先まで	L = 155.0 W = 6.0
17	北部第775号線	佐保台一丁目3571番35地先から	佐保台一丁目3571番42地先まで	L = 95.0 W = 6.0
18	北部第776号線	佐保台一丁目3571番44地先から	佐保台一丁目3571番47地先まで	L = 55.0 W = 6.0
19	北部第777号線	佐保台一丁目3571番166地先から	佐保台一丁目3571番164地先まで	L = 33.0 W = 6.0~8.0
20	北部第778号線	佐保台一丁目3571番117地先から	佐保台一丁目3571番139地先まで	L = 40.0 W = 4.0
21	北部第779号線	佐保台一丁目3571番83地先から	佐保台一丁目3571番84地先まで	L = 16.0 W = 4.0
22	北部第780号線	佐保台一丁目3571番259地先から	佐保台一丁目3571番243地先まで	L = 22.0 W = 4.0
23	北部第781号線	佐保台一丁目3571番19地先から	佐保台一丁目3571番181地先まで	L = 76.0 W = 4.0
24	北部第782号線	法蓮町618番3地先から	法蓮町620番4地先まで	L = 62.4 W = 6.0~8.0
25	中部第53号線	秋篠町1410番1地先から	秋篠町1415番まで	L = 143.6 W = 1.9~3.5

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
26	中部第1624号線	恋の窪一丁目595番5地先から	恋の窪一丁目595番11地先まで	L = 28.0 W = 6.0~8.0
27	中部第1625号線	押熊町1588番5地先から	押熊町1587番45地先まで	L = 147.0 W = 6.0
28	中部第1626号線	押熊町1587番81地先から	押熊町1587番100地先まで	L = 259.0 W = 6.0
29	中部第1627号線	押熊町1587番86地先から	押熊町1587番108地先まで	L = 90.0 W = 6.0~11.5
30	中部第1628号線	押熊町1587番108地先から	押熊町1587番118地先まで	L = 103.0 W = 8.0
31	中部第1629号線	押熊町1587番125地先から	押熊町1587番64地先まで	L = 132.0 W = 8.0
32	中部第1630号線	押熊町1587番92地先から	押熊町1587番90地先まで	L = 16.0 W = 4.0
33	中部第1631号線	菅原町691番2地先から	菅原町689番11地先まで	L = 73.0 W = 6.0~8.0
34	中部第1632号線	北登美ヶ丘六丁目1507番地先から	北登美ヶ丘六丁目1508番地先まで	L = 102.0 W = 6.0~8.0
35	中部第1633号線	北登美ヶ丘六丁目1553番地先から	北登美ヶ丘六丁目1518番地先まで	L = 210.0 W = 6.0~10.0
36	中部第1634号線	北登美ヶ丘六丁目1525番地先から	北登美ヶ丘六丁目1542番地先まで	L = 210.0 W = 6.0
37	中部第1635号線	北登美ヶ丘六丁目1517番地先から	北登美ヶ丘六丁目1518番地先まで	L = 4.0 W = 6.0
38	中部第1636号線	平松四丁目1020番2地先から	五条三丁目933番34地先まで	L = 154.4 W = 6.2~14.2
40	中部第1638号線	秋篠町1388番2地先から	秋篠町1417番3地先まで	L = 183.5 W = 7.0~20.6
41	西部第1124号線	帝塚山南五丁目1000番41地先から	登美ヶ丘六丁目1000番424地先まで	L = 46.0 W = 6.0
42	西部第1359号線	登美ヶ丘六丁目1876番27地先から	登美ヶ丘六丁目1876番36地先まで	L = 103.4 W = 6.0
43	西部第1360号線	三碓町2177番112地先から	三碓町2177番102地先まで	L = 384.0 W = 6.0~8.0
44	西部第1361号線	三碓町2177番104地先から	三碓町2177番36地先まで	L = 166.0 W = 6.0
45	西部第1362号線	三碓町2177番110地先から	三碓町2177番59地先まで	L = 192.0 W = 6.0
46	西部第1363号線	三碓町2177番105地先から	三碓町2177番77地先まで	L = 202.0 W = 6.0
47	西部第1364号線	三碓町2232番1地先から	三碓町2240番1地先まで	L = 37.0 W = 6.0
48	西部第1365号線	三碓町2177番14地先から	三碓町2177番29地先まで	L = 25.0 W = 6.0
49	西部第1366号線	三碓町2177番43地先から	三碓町2177番55地先まで	L = 25.0 W = 6.0
50	西部第1367号線	三碓町2177番65地先から	三碓町2165番78地先まで	L = 25.0 W = 6.0
51	西部第1368号線	藤ノ木台三丁目453番5地先から	中町453番7地先まで	L = 98.0 W = 6.0~8.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
52	西部第1369号線	学園中二丁目949番65地先から	学園中二丁目949番64地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
53	西部第1370号線	三碓三丁目781番10地先から	三碓三丁目781番7地先まで	L = 36.1 W = 6.3~8.3
54	西部第1371号線	鳥見町三丁目26番16地先から	鳥見町三丁目26番19地先まで	L = 22.0 W = 6.7~13.6
55	西部第1372号線	中山町西一丁目868番85地先から	中山町西一丁目868番94地先まで	L = 64.4 W = 6.0~8.0
56	西部第1373号線	鶴舞東町657番14地先から	鶴舞東町657番4地先まで	L = 208.0 W = 10.0
57	西部第1374号線	鶴舞東町657番4地先から	鶴舞東町657番15地先まで	L = 145.0 W = 6.0
58	西部第1375号線	中山町西二丁目943番4地先から	中山町西二丁目945番20地先まで	L = 72.6 W = 6.2~13.3

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第226号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成27年4月1日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日
奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	東部第17号線	須川町1132番1地先から	北村町786番地先まで	L = 955.6 W = 1.8~15
2	東部第18号線	須川町1013番地先から	須川町3464番地先まで	L = 176.6 W = 2.5~12
3	東部第19号線	須川町3435番地先から	須川町3448番地先まで	L = 157.8 W = 4.0~10.0
4	東部第360号線	北村町63番1地先から	須川町3418番地先まで	L = 205.6 W = 0.8~1.8
5	北部第763号線	高畑町71番4地先から	高畑町71番9地先まで	L = 92.0 W = 6.0~9.1
6	北部第764号線	高畑町140番14地先から	高畑町140番11地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
7	北部第765号線	大安寺六丁目779番8地先から	大安寺六丁目779番5地先まで	L = 50.0 W = 6.0~8.0
8	北部第766号線	南紀寺町二丁目275番1地先から	南紀寺町二丁目275番7地先まで	L = 41.0 W = 6.0~8.0
9	北部第767号線	法華寺町329番5地先から	法華寺町331番5地先まで	L = 41.0 W = 6.0~8.0
10	北部第768号線	佐保台一丁目3571番262地先から	佐保台一丁目3571番261地先まで	L = 360.0 W = 10.0
11	北部第769号線	佐保台一丁目3571番78地先から	佐保台一丁目3571番158地先まで	L = 290.0 W = 6.0
12	北部第770号線	佐保台一丁目3571番27地先から	佐保台一丁目3571番193地先まで	L = 360.0 W = 6.0
13	北部第771号線	佐保台一丁目3571番235地先から	佐保台一丁目3571番17地先まで	L = 225.0 W = 6.0
14	北部第772号線	佐保台一丁目3571番215地先から	佐保台一丁目3571番215地先まで	L = 250.0 W = 6.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
15	北部第773号線	佐保台一丁目3571番87地先から	佐保台一丁目3571番90地先まで	L = 105.0 W = 6.0
16	北部第774号線	佐保台一丁目3571番173地先から	佐保台一丁目3571番193地先まで	L = 155.0 W = 6.0
17	北部第775号線	佐保台一丁目3571番35地先から	佐保台一丁目3571番42地先まで	L = 95.0 W = 6.0
18	北部第776号線	佐保台一丁目3571番44地先から	佐保台一丁目3571番47地先まで	L = 55.0 W = 6.0
19	北部第777号線	佐保台一丁目3571番166地先から	佐保台一丁目3571番164地先まで	L = 33.0 W = 6.0~8.0
20	北部第778号線	佐保台一丁目3571番117地先から	佐保台一丁目3571番139地先まで	L = 40.0 W = 4.0
21	北部第779号線	佐保台一丁目3571番83地先から	佐保台一丁目3571番84地先まで	L = 16.0 W = 4.0
22	北部第780号線	佐保台一丁目3571番259地先から	佐保台一丁目3571番243地先まで	L = 22.0 W = 4.0
23	北部第781号線	佐保台一丁目3571番19地先から	佐保台一丁目3571番181地先まで	L = 76.0 W = 4.0
24	北部第782号線	法蓮町618番3地先から	法蓮町620番4地先まで	L = 62.4 W = 6.0~8.0
25	中部第53号線	秋篠町1410番1地先から	秋篠町1415番まで	L = 143.6 W = 1.9~3.5
26	中部第1624号線	恋の窪一丁目595番5地先から	恋の窪一丁目595番11地先まで	L = 28.0 W = 6.0~8.0
27	中部第1625号線	押熊町1588番5地先から	押熊町1587番45地先まで	L = 147.0 W = 6.0
28	中部第1626号線	押熊町1587番81地先から	押熊町1587番100地先まで	L = 259.0 W = 6.0
29	中部第1627号線	押熊町1587番86地先から	押熊町1587番108地先まで	L = 90.0 W = 6.0~11.5
30	中部第1628号線	押熊町1587番108地先から	押熊町1587番118地先まで	L = 103.0 W = 8.0
31	中部第1629号線	押熊町1587番125地先から	押熊町1587番64地先まで	L = 132.0 W = 8.0
32	中部第1630号線	押熊町1587番92地先から	押熊町1587番90地先まで	L = 16.0 W = 4.0
33	中部第1631号線	菅原町691番2地先から	菅原町689番11地先まで	L = 73.0 W = 6.0~8.0
34	中部第1632号線	北登美ヶ丘六丁目1507番地先から	北登美ヶ丘六丁目1508番地先まで	L = 102.0 W = 6.0~8.0
35	中部第1633号線	北登美ヶ丘六丁目1553番地先から	北登美ヶ丘六丁目1518番地先まで	L = 210.0 W = 6.0~10.0
36	中部第1634号線	北登美ヶ丘六丁目1525番地先から	北登美ヶ丘六丁目1542番地先まで	L = 210.0 W = 6.0
37	中部第1635号線	北登美ヶ丘六丁目1517番地先から	北登美ヶ丘六丁目1518番地先まで	L = 4.0 W = 6.0
38	中部第1636号線	平松四丁目1020番2地先から	五条三丁目933番34地先まで	L = 154.4 W = 6.2~14.2
40	中部第1638号線	秋篠町1388番2地先から	秋篠町1417番3地先まで	L = 183.5 W = 7.0~20.6

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
41	西部第1124号線	帝塚山南五丁目1000番41地先から	登美ヶ丘六丁目1000番424地先まで	L = 46.0 W = 6.0
42	西部第1359号線	登美ヶ丘六丁目1876番27地先から	登美ヶ丘六丁目1876番36地先まで	L = 103.4 W = 6.0
43	西部第1360号線	三碓町2177番112地先から	三碓町2177番102地先まで	L = 384.0 W = 6.0~8.0
44	西部第1361号線	三碓町2177番104地先から	三碓町2177番36地先まで	L = 166.0 W = 6.0
45	西部第1362号線	三碓町2177番110地先から	三碓町2177番59地先まで	L = 192.0 W = 6.0
46	西部第1363号線	三碓町2177番105地先から	三碓町2177番77地先まで	L = 202.0 W = 6.0
47	西部第1364号線	三碓町2232番1地先から	三碓町2240番1地先まで	L = 37.0 W = 6.0
48	西部第1365号線	三碓町2177番14地先から	三碓町2177番29地先まで	L = 25.0 W = 6.0
49	西部第1366号線	三碓町2177番43地先から	三碓町2177番55地先まで	L = 25.0 W = 6.0
50	西部第1367号線	三碓町2177番65地先から	三碓町2165番78地先まで	L = 25.0 W = 6.0
51	西部第1368号線	藤ノ木台三丁目453番5地先から	中町453番7地先まで	L = 98.0 W = 6.0~8.0
52	西部第1369号線	学園中二丁目949番65地先から	学園中二丁目949番64地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
53	西部第1370号線	三碓三丁目781番10地先から	三碓三丁目781番7地先まで	L = 36.1 W = 6.3~8.3
54	西部第1371号線	鳥見町三丁目26番16地先から	鳥見町三丁目26番19地先まで	L = 22.0 W = 6.7~13.6
55	西部第1372号線	中山町西一丁目868番85地先から	中山町西一丁目868番94地先まで	L = 64.4 W = 6.0~8.0
56	西部第1373号線	鶴舞東町657番14地先から	鶴舞東町657番4地先まで	L = 208.0 W = 10.0
57	西部第1374号線	鶴舞東町657番4地先から	鶴舞東町657番15地先まで	L = 145.0 W = 6.0
58	西部第1375号線	中山町西二丁目943番4地先から	中山町西二丁目945番20地先まで	L = 72.6 W = 6.2~13.3

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次の市道路線を平成27年4月1日から歩行者専用道路に指定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第778号線	佐保台一丁目3571番117地先から	佐保台一丁目3571番139地先まで	L = 40.0 W = 4.0
2	北部第779号線	佐保台一丁目3571番83地先から	佐保台一丁目3571番84地先まで	L = 16.0 W = 4.0
3	北部第780号線	佐保台一丁目3571番259地先から	佐保台一丁目3571番243地先まで	L = 22.0 W = 4.0
4	中部第1630号線	押熊町1587番92地先から	押熊町1587番90地先まで	L = 16.0 W = 4.0

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第228号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市八条一丁目790-1 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 津山恭之	放置自転車等移動 手数料 放置自転車等保管 手数料

2 委託の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第229号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
大阪市中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ12階 弁護士法人 関西法律特許事務所 社員弁護士 村林 隆一	①奈良市生業資金貸付規則（昭和59年奈良市規則第27号）による貸付金の元利償還金 ②奈良市身体障害者福祉資金貸付規則（昭和46年奈良市規則第34号）による貸付金の元利償還金 ③奈良市世帯更生援護資金貸付規則（昭和42年奈良市規則第25号）による貸付金の元利償還金 ④奈良市母子福祉奨学資金貸付規則（昭和27年奈良市規則第5号）による貸付金の元利償還金 ⑤奈良市母子福祉生業資金貸付規則（昭和27年奈良市規則第3号）による貸付金の元利償還金

⑥母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による貸付金の元利償還金

2 委託の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第230号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成27年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

平成27年度奈良市一般廃棄物処理実施計画

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、平成27年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

ただし、月ヶ瀬・都祁地域のし尿・浄化槽汚泥については、本市と山添村で構成する一部事務組合である山辺環境衛生組合の定める計画に従い、処理を行う。

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月策定）で定める平成32年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

ごみ搬入量のピーク時（平成10年度）に比べて、平成32年度までに

- ごみ搬入量を約1/3減らします
- 焼却処理量を約1/3減らします
- 最終処分量を約1/2減らします
- 再生利用率を22%にします

(2) 進捗状況

	基準年度 平成10年度 (実績)	直近年度 平成25年度 (実績)	本計画 平成27年度 (推計値)	中間目標 平成27年度 (目標値)	最終目標 平成32年度 (目標値)	
人口	365,911人	364,326人	363,274人	355,341人	350,000人	
ごみ搬入量	140,996 t	102,619 t	98,018 t	96,800 t	91,000 t	
平成10年度比	100%	73%	70%	69%	65%	
1人1日当たり	1,055 g	772 g	739 g	744 g	712 g	
ごみ搬入量内訳	家庭系ごみ	86,012 t	60,690 t	57,721 t	56,500 t	53,700 t
	平成10年度比	100%	71%	67%	66%	62%
	1人1日当たり	644 g	456 g	435 g	434 g	420 g
	事業系ごみ	54,984 t	41,929 t	40,297 t	40,300 t	37,300 t
	平成10年度比	100%	76%	73%	73%	68%
	1人1日当たり	411 g	315 g	304 g	310 g	292 g
焼却処理量	127,682 t	96,100 t	90,868 t	89,200 t	82,900 t	
平成10年度比	100%	75%	71%	70%	65%	
1人1日当たり	956 g	723 g	685 g	686 g	649 g	
最終処分量	31,475 t	17,531 t	16,910 t	18,200 t	17,100 t	
平成10年度比	100%	56%	54%	58%	54%	
1人1日当たり	236 g	132 g	128 g	140 g	134 g	
再生利用率	16%	18%	20%	20%	22%	

※平成27年度の人口は、平成27年3月1日現在の人口。その他は年度末の人口。
 ※平成27年度（目標値）は基本計画における目標数値。平成27年度（推計値）は、目標数値を現在の人口を反映して按分した数値。
 ※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。
 ※再生利用率は、(市による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量) / (市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量+集団資源回収量)。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週2回収 (直営・委託)	破碎可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月2回収 (直営・委託)	破碎後、破碎可燃物、破碎スクラップ、その他不燃物に選別し、破碎可燃物は焼却 (直営)	破碎スクラップは再生利用 (有価物として売却) その他不燃物は埋立 (直営)
大型ごみ 45ℓのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託)		
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類、不法投棄物等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類、不法投棄物に選別 (委託)	草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類、不法投棄物は埋

			立 (直営)
有害ごみ 蛍光灯・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際 に収集 (直営・委託)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注 4	週1回収 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律第21条に基づ く指定法人(以下「指定 法人」という。)から委 託された再商品化事業者 で再生利用 (委託)
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品 等のガラス製容器 ※注4	概ね月1回収 (直営・委託)	選別し、保管 (直営)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※ 注4	概ね月1回収 (直営・委託) 又は 公共施設で拠点回 収	選別し、圧縮 (委託)	
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙 製容器 ※注4	公共施設で拠点回 収	選別し、保管 (直営)	再生利用 (有価物として売却)
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容 器 ※注4		選別し、圧縮 (委託)	
発泡スチロール製食品トレイ 白色、有色の発泡スチロール製食品用 トレイ ※注4	公共施設で拠点回 収	保管 (委託)	指定法人から委託された 再商品化事業者で再生利 用 (委託)
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類			再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響 機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間 施設で拠点回収	選別し、保管 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)
廃陶磁器類 リユースできない陶磁器製食器類	拠点回収及びイベ ント回収	破碎処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申し込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	
燃やせないごみ 木製家具、寝具等			
埋立ごみ 罹災ごみ等			
生ごみ 市立学校、保育園給食等の残飯	随時収集 (直営)	し尿、浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生利用 (直営)	
市立公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により 収集 (直営)	燃やせるごみと同様に処理	

※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず (パレット及び建設業からの木くずを除く。)
- 繊維くず

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（平成27年3月1日現在）

(ア) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	41
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	3

(イ) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(ウ) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残渣（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残渣、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットや広報紙を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。特に環境清美工場については、リアルタイムでごみの搬入状況等の情報をインターネットで発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方 奈良市のごみ事典	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に市外からの転入者に対し、配布する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配布する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を市内の公民館にて実施する。
	ごみ減量講座	ごみ減量に関する最先端の知識を持った講師を迎え、ごみの3Rから地球環境問題までを視野に入れたごみ減量を促進するための講座を1回につき100名の市民参加を見込み、年に3回実施する。

	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、環境フェスティバル・ならクリーンフェスタの参加者を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を促進する。
	家庭ごみの出し方・分別等説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを見学会、学習会等で活用し、その他市民からの申し出により貸し出しをする。
	ごみ減量・リサイクル推進啓発作品の募集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、表彰する。
	小・中学校空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	家庭ごみ有料化実施の検討 ごみ処理手数料の見直し	他都市情報等の収集を行う。 また、基礎資料となるごみ処理原価を算出する。
	リユース交換会	陶器、靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベントで実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、ごみに関する学習用教材を制作する。
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を実施する。
地域での資源循環の推進	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再利用する。
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
事業所での資源循環の推進	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E - c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。

有機性廃棄物の資源循環の推進	町内清掃草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を市立小学校、保育園給食等の生ごみと混合し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製作する。製作した堆肥はイベント等で市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMほかし専用容器）及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。
循環型社会に対応した収集作業の推進	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
不適正排出の防止	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの透明・半透明袋のルール徹底	事業系ごみについて、袋を使用する場合は、中身が確認できるよう透明・半透明袋で排出するよう、周知徹底する。
	野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
既存施設における適正処理の推進	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
循環型社会に対応した施設の整備	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の議論を踏まえたごみ焼却施設の移転建設を推進する。
最終処分場の確保	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
災害時の廃棄物処理	災害時の廃棄物処理への対応	災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には、計画に沿って円滑に対応する。
ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	ごみ減量・循環型社会形成を推進する地域組織の整備	地域におけるごみ減量の中心的役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図るため、ごみ減量講座等において、制度を周知する。
	環境フェスティバルならクリーンフェスタ	市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、環境月間である6月に環境フェスティバルを、3R推進月間である10月にならクリーンフェスタを開催する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

(平成27年度推計値)

種類		市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合計
家庭系	燃やせるごみ	43,518 t	-	4,122 t	47,640 t
	燃やせないごみ	2,564 t	-	2,421 t	4,985 t
	大型ごみ	3,004 t	-	-	3,004 t
	埋立ごみ	2,087 t	-	-	2,087 t
	有害ごみ	5 t	-	-	5 t
	再生資源	5,171 t	-	1,219 t	6,390 t
	小計	56,348 t	-	7,763 t	64,111 t

事業系	燃やせるごみ	320 t	34,210 t	3,526 t	38,056 t
	燃やせないごみ	8 t	1,017 t	1,212 t	2,237 t
	埋立ごみ	-	4 t	-	4 t
	生ごみ	70 t	-	-	70 t
	小計	398 t	35,231 t	4,738 t	40,367 t
合計		56,746 t	35,231 t	12,501 t	104,478 t
動物の死体		1,677体	-	-	1,677体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) ごみ収集基地

名称	環境清美センター事務厚生棟
所在地	奈良市左京五丁目2番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(イ) 再生資源収集基地

名称	リサイクル推進課分室
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所在地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収集区域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。

有害ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせず排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
発泡スチロール製食品トレイ	拠点回収とする。	洗浄し、拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
廃陶磁器類	拠点回収及びイベント回収とする。	回収拠点及びイベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
埋立ごみ		
生ごみ	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
市立公園ごみ		

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター企画総務課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
	①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等	

奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの	搬入条件を満たして排出する。	

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	2,520 t
	ガラスびん	1,870 t
	ペットボトル	466 t
	飲料用紙パック	80 t
	空き缶	530 t
	発泡スチロール製食品トレイ	1 t
	古紙類・古布類	917 t
	使用済小型家電	4 t
	廃陶磁器類	2 t
	生ごみ	70 t
小計		6,460 t
破砕スクラップ回収		1,830 t
有害ごみ回収		25 t
草木（剪定・枝木）チップ化等再生利用		1,000 t
集団資源回収		14,558 t
合計		23,873 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名称	環境清美センターごみ焼却施設
所在地	奈良市左京五丁目2番地
処理方法	全連続燃焼式
処理能力	480 t / 24 h (120 t / 24 h × 4基)
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ（再生資源選別残渣を含む）、破碎可燃物、動物の死体

処 理 量	燃やせるごみ	85,696 t
	破碎可燃物	5,172 t
	合計	90,868 t
	動物の死体	1,677 t
残 渣 量	焼却灰	7,065 t
	ばいじん処理物	2,550 t
	非鉄類	3,000 t
	合計	12,615 t
処 分 先	焼却灰：南部土地改良清美事業（第二工区）一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 非鉄類：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場	

b 破碎処理施設

名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t / 5 h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残渣を含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	7,222 t
	大型ごみ	3,004 t
	有害ごみ	5 t
	合計	10,231 t
残 渣 量	破碎可燃物	5,172 t
	破碎不燃物	3,204 t
	破碎スクラップ	1,830 t
	有害ごみ	25 t
	合計	10,231 t
処 分 先	破碎可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破碎不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破碎スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破碎ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

名 称	草木類選別施設	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処 理 量 ※ 注	1,000 t	
処 分 先	草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 草木(剪定・枝木)資源化施設

名 称	奈良県コンポスト園事業協同組合	
所 在 地	奈良市大柳生町2705-2、奈良市横井六丁目621-3、奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町136、奈良市鹿野園町131	
処 理 方 法	チップ化等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	草木(剪定・枝木)	
処 理 量	1,000 t	

c 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社	
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等	
処 理 量	25 t	

d プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別及び梱包	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその残渣	
処 理 量	プラスチック製容器包装	2,520 t
	可燃物残渣	1,184 t
	不燃物残渣	16 t
	合計	3,720 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

e ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	48㎡	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん(無色)	943 t
	ガラスびん(茶色)	506 t
	ガラスびん(その他の色)	421 t
	合計	1,870 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包	
処 理 能 力	0.7 t / h (0.3 t / h × 1 基、0.4 t / h × 1 基)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	466 t	
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

g ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	710㎡	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル	
処 理 量	466 t	
処 分 先	指定法人の定める再商品化事業者施設	

h 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	22㎡	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	80 t	
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33 t / h (0.63 t / h、0.7 t / h)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	アルミ缶	230 t
	スチール缶	300 t
	合計	530 t

処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設
-------	---

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

j 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	460㎡	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶	
処 理 量	アルミ缶	230 t
	スチール缶	300 t
	合計	530 t
処 分 先	再生利用業者	

k 発泡スチロール製食品トレイ保管施設

名 称	発泡スチロール製食品トレイ保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋内保管	
面 積	50㎡	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	発泡スチロール製食品トレイ及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	1 t	
処 分 先	白色発泡スチロール製食品トレイ：指定法人の定める再商品化事業者施設 有色発泡スチロール製食品トレイ：プラスチック製容器包装中間処理施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

l 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50㎡	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	146 t
	雑誌	388 t
	ダンボール	210 t
	古布類	173 t
	合計	917 t
処 分 先	再生利用業者	

m 使用済小型家電資源化施設

名称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター
所在地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8
処理方法	選別・保管後、再生利用
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等
処理量	4 t

n 廃陶磁器類資源化施設

名称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場
所在地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1
処理方法	破碎処理後、再生利用
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	リユース陶磁器製食器類
処理量	2 t

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2 t / 24 h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	2.7 t / 24 h
リプロ/ヨシダ	奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.52 t / 24 h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8 t / 24 h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	2.58 t / 24 h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19 t / 24 h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60 t / 24 h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5 t / 24 h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場（第二工区）

所在地	奈良市米谷町1857番地 他	
敷地面積	82,920㎡	
埋立面積	59,000㎡	
埋立容量	819,610㎡	
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物	
処分量	焼却灰	7,065 t
	破碎不燃物	3,204 t
	合計	10,269 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他	
敷地面積	46,611㎡	
埋立面積	27,400㎡	
埋立容量	264,403㎡	
操業形態	直営	
埋立対象物	土砂類、不法投棄物	
処分量	1,091 t	

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積	95ha	
埋立容量	13,975,000㎡	
埋立対象物	ばいじん処理物、非鉄類	
処分量	ばいじん処理物	2,550 t
	非鉄類	3,000 t
	合計	5,550 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画 ※注

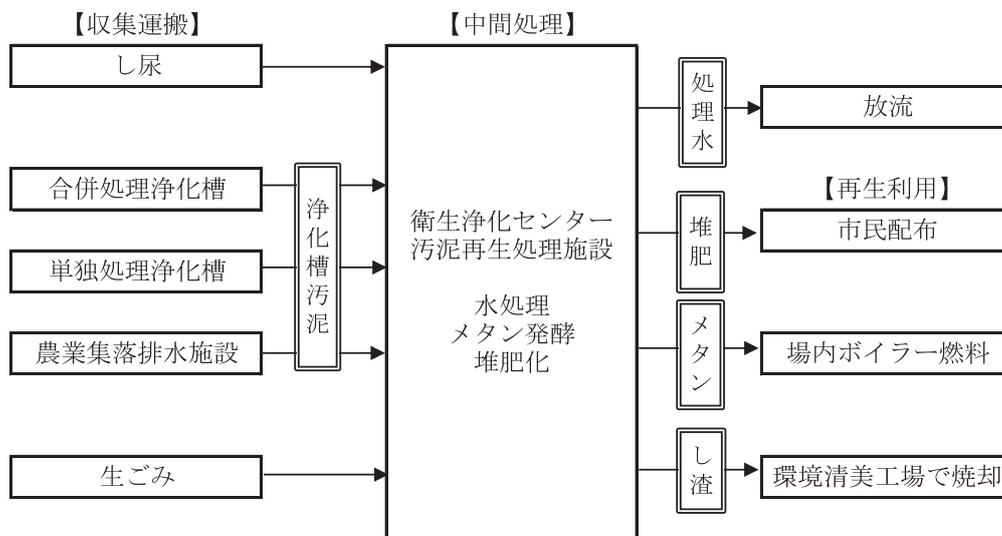
※注 月ヶ瀬・都祁地域では、山辺環境衛生組合にて処理を行うため、月ヶ瀬・都祁地域は含まない。

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

ア 月ヶ瀬・都祁を除く地域の処理方法及びその主体

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	し尿・浄化槽汚泥は膜分離高 負荷脱窒素処理方式で処理 し渣は焼却 (直営)	汚泥は、生ごみと混合し、 堆肥として再生利用 (直営)
浄化槽汚泥 (ディスポーザー汚泥を含 む)	浄化槽清掃業許可業者 が清掃にあわせて収集 (許可業者)		

イ 処理体系



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。

イ 許可件数（平成27年1月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者等に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

種類	市収集	許可業者収集	合計
し尿	4,176kl	0kl	4,176kl
浄化槽汚泥	0kl	20,514kl	20,514kl
合計	4,176kl	20,514kl	24,690kl

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

し尿収集基地

名 称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収 集 区 域	月ヶ瀬・都祁地域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	し尿

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
処 理 方 法	膜分離高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は生ごみと混合して、メタン発酵・堆肥化を行う。 また、残渣は環境清美工場で焼却する。		
処 理 能 力	し尿、浄化槽汚泥	90kl/24h	
	生ごみ	3.4t/24h	
操 業 形 態	直営（ただし運転管理は委託）		
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥、生ごみ		
処 理 量	し尿	4,176kl	
	浄化槽汚泥	20,514kl	
	合計	24,690kl	
	生ごみ	70t	
残 渣 量	19t		
堆 肥 化 量	200t		
残 渣 処 分 先	環境清美工場焼却処理施設		

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第231号

奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱を廃止する告示

奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱（昭和61年奈良市告示第83号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第232号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風 (4種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成27年4月10日から平成28年3月31日まで	別紙のとおり
ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合)			
ジフテリア・破傷風 (二種混合)			

結核 (B C G)	生後3月から生後12月に至るまでの間にある者	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
麻疹・風疹 (MR) 麻疹又は風疹	1. 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2. 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	平成27年4月10日から平成28年3月31日まで	
日本脳炎	1. 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2. 平成7年4月2日以降に生まれた7歳6か月以上の者	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の者	平成27年4月10日から平成28年3月31日まで	
急性灰白髄炎 (ポリオ)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
ヒブ感染症	生後3月から生後60月に至るまでの間にある者	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
小児肺炎球菌感染症	生後3月から生後60月に至るまでの間にある者	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生～高校1年生	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
成人用肺炎球菌感染症	65歳の者 60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
<p>2 接種不適当者</p> <p>(1) 明らかな発熱 (37.5℃以上) を呈している者</p> <p>(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者</p> <p>(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー (即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことが明らかな者</p> <p>(4) 麻疹及び風疹の予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者</p> <p>(5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者</p> <p>3 接種要注意事項</p> <p>(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者</p>		<p>(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者</p> <p>(3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者</p> <p>(4) 過去にけいれんの既往のある者</p> <p>(5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者</p> <p>(6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者</p> <p>4 料金</p> <p>(1) 成人用23価肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金 3,000円</p> <p>(2) それ以外の予防接種については、無料</p> <p>(3) 接種当日に、奈良市に住民登録のない者や予防接種</p>	

の対象者の範囲に含まれない者は有料(全額負担)

5 長期療養児

長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種法第5条第1項に規定する予防接種を受けることができなくなったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年、成人用肺炎球菌感染症については1年を経過する日までの間(厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。)、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。 (令第1条の2第3項関係)

6 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第233号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年12月11日 奈良市指令都整開 第13A-36号
平成27年1月9日 奈良市指令都整開 第13A-36-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年3月31日 第1456号
公共施設 平成27年3月31日 第685号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺赤田町一丁目556番29、556番30、556番41、556番42、556番43の一部、921番、957番2、958番1及び960番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺赤田町一丁目7番1-2
社会福祉法人 秋篠茜会 理事長 山村 弘成

5 公共施設の種類の、位置及び区域

(1) 道路

奈良市西大寺赤田町一丁目556番42及び556番43の一部

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第234号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成26年1月15日 奈良市指令都整開 第13A-1001号
平成27年3月13日 奈良市指令都整開 第13A-1001-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年3月31日 第1457号
公共施設 平成27年3月31日 第686号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市七条西町二丁目897番3の一部、897番4、897番5の一部、927番1の一部、1014番2、1014番4、1014番5、1025番1、1025番2、1026番1及び1026番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市登大路町30番
奈良県知事 荒井 正吾

5 公共施設の種類の、位置及び区域

(1) 道路

奈良市七条西町二丁目897番3の一部、897番4、897番5の一部、927番1の一部、1014番2、1014番4及び1014番5

(2) 調整池

奈良市七条西町二丁目897番5の一部、1025番1、1025番2、1026番1及び1026番2

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第235号

奈良市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱を廃止する告示

奈良市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱(平成26年奈良市告示第548号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第236号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務の委託をしたので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川元庸

受託者	徴収事務	委託の期間
東京都世田谷区三軒茶屋2-11-23 長谷川体育施設・キタイ設計グループ 代表取締役 柴田 敏久	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市鴻ノ池陸上競技場使用料 ・奈良市鴻ノ池球場使用料 ・奈良市鴻ノ池コート使用料 	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
大阪市中央区北浜四丁目1番23号 ミズノ・奈良市総合財団グループ ミズノスポーツサービス株式会社 代表取締役 田中 勝次	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市南部生涯スポーツセンター体育館使用料 ・奈良市柏木コート使用料 ・奈良市南部生涯スポーツセンターコート使用料 ・奈良市柏木球技場使用料 ・奈良市南部生涯スポーツセンター球技場使用料 ・奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート使用料 	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市中央体育館使用料 ・奈良市中央第二体育館使用料 ・奈良市中央武道場使用料 ・奈良市中央第二武道場使用料 ・奈良市弓道場使用料 ・奈良市鴻ノ池相撲場使用料 	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市緑ヶ丘球場使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンター体育館使用料 ・奈良市青山プール使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール使用料 ・奈良市黒谷コート使用料 ・奈良市平城第一コート使用料 ・奈良市平城第二コート使用料 ・奈良市青山コート使用料 ・奈良市佐保山コート使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンターコート使用料 ・奈良市黒谷球技場使用料 ・奈良市平城第一球技場使用料 ・奈良市平城第二球技場使用料 ・奈良市中ノ川球技場使用料 ・奈良市奈良阪球技場使用料 ・奈良市登美ヶ丘球技場使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンター球技場使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス使用料 	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

(平成27年4月1日揭示済)

奈良市告示第237号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市高畑町1116-6 農業振興会館内 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 久保 益一	狂犬病予防注射 済票交付手数料

2 委託の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(平成27年4月1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成27年4月1日

奈良市公営企業管理者

池田 修

収納事務	水道料金及び下水道使用料
受託者	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役 盛田 宏 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長 竹内 修一 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役社長 中居 勝利 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート 代表取締役社長 丸谷 智保 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井阪 隆一 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役会長 上田 準二 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地

の1

株式会社ポプラ
 代表取締役社長 目黒 真司
 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
 ミニストップ株式会社
 代表取締役社長 宮下 直行
 東京都品川区大崎一丁目11番2号
 株式会社ローソン
 代表取締役会長 玉塚 元一

委託期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで (平成27年4月1日揭示済)
------	---

奈良市企業局告示第15号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成27年4月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
平成27年4月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成27年4月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市山陵町及び西大寺新田町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
山陵第2幹線-101	奈良市山陵町436-2	奈良市山陵町420-15
山陵第2幹線-102	奈良市山陵町420-19	奈良市山陵町435-1
山陵第2幹線-103	奈良市山陵町433-6	奈良市山陵町420-24
山陵第2幹線-104	奈良市山陵町420-16	奈良市山陵町420-22
山陵第2幹線-105	奈良市山陵町433-7	奈良市山陵町432-6
西大寺南幹線-262	奈良市西大寺新田町433-8	奈良市西大寺新田町433-8

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成27年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第16号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成27年4月1日から2週間、本市企業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。
平成27年4月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

賦課対象区域（第1負担区）

高畑町の一部	法蓮町の一部
賦課対象区域（第2負担区）	
南紀寺町四丁目の一部	南京終町三丁目の一部
南京終町四丁目の一部	法華寺町の一部
法蓮町の一部	恋の窪一丁目の一部
大安寺七丁目の一部	六条二丁目の一部
六条緑町一丁目の一部	七条一丁目の一部
六条西三丁目の一部	六条西五丁目の一部
二条大路南四丁目の一部	二条大路南五丁目の一部
三条大路三丁目の一部	四条大路一丁目の一部
四条大路二丁目の一部	四条大路三丁目の一部
四条大路四丁目の一部	四条大路五丁目の一部
押熊町の一部	中山町の一部
秋篠町の一部	秋篠早月町の一部
敷島町一丁目の一部	敷島町二丁目の一部
西大寺小坊町の一部	西大寺宝ヶ丘の一部

青野町の一部 若葉台一丁目の一部
 宝来町の一部 疋田町一丁目的一部分
 疋田町三丁目的一部分 西大寺北町三丁目的一部分
 西大寺野神町一丁目的一部分 西大寺野神町二丁目的一部分
 西大寺赤田町二丁目的一部分 宝来二丁目的一部分
 宝来三丁目的一部分 宝来四丁目的一部分
 平松二丁目的一部分 あやめ池北二丁目
 あやめ池北三丁目的一部分 学園朝日元町一丁目的一部分
 鶴舞東町の一部 百楽園一丁目的一部分
 東登美ヶ丘一丁目的一部分 鳥見町三丁目的一部分
 帝塚山南四丁目的一部分 東九条町の一部
 西九条町二丁目的一部分 北永井町の一部
 神殿町の一部 横井町三丁目的一部分
 登美ヶ丘五丁目的一部分 二名平野二丁目的一部分

賦課対象区域（第3負担区）

法華寺町の一部 法蓮町の一部
 八条町の一部 尼辻町の一部
 七条東町の一部 二条大路南二丁目的一部分
 山陵町の一部 杏町の一部
 二名平野二丁目的一部分

賦課対象区域（第4負担区）

大安寺町の一部 柏木町の一部
 尼辻町の一部 六条町の一部
 西ノ京町の一部 三松四丁目的一部分
 東九条町の一部 北之庄町の一部
 今市町の一部 二名三丁目的一部分
 二名四丁目的一部分 二名五丁目的一部分
 (平成27年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第17号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。
 なお、関係図書は平成27年4月1日から2週間、本市企

業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。
 平成27年4月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

賦課対象区域（第2負担区）

西大寺赤田町一丁目的一部分 菅野台の一部
 三碓二丁目的一部分 西九条町四丁目的一部分
 南永井町的一部分 神殿町的一部分
 若葉台二丁目的一部分

賦課対象区域（第3負担区）

六条西五丁目的一部分 山陵町的一部分

賦課対象区域（第4負担区）

古市町的一部分
 (平成27年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第18号

平成27年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）を次のように定めます。
 平成27年4月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）

以下省略（平成27年奈良市告示第206号に同じ。）
 (平成27年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第19号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。
 平成27年4月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
さくら設備	代表者 岡本 仁	奈良県香芝市藤山二丁目1168番地9	平成27年3月31日

(平成27年4月1日揭示済)